

会 議 名 予算特別委員会（第1日）

開催日時 平成30年3月7日（水）午前10時00分～午後4時8分

会 場 議場（多目的ホール）

1 出席者

1番 杉浦康憲、6番 黒川美克、7番 柴田耕一、
8番 幸前信雄、9番 杉浦辰夫、12番 内藤とし子、
14番 鈴木勝彦、16番 小野田由紀子

2 欠席者

なし

3 傍聴者

2番 神谷利盛、3番 柳沢英希、4番 浅岡保夫、
11番 神谷直子、13番 北川広人、15番 小嶋克文

4 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長
企画部長、総合政策 GL、総合政策 G 主幹、人事 GL
総務部長、行政 GL、財務 GL、行政 G 主幹
市民総合窓口センター長、市民窓口 GL、市民生活 GL、
税務 GL、税務 G 主幹
福祉部長、地域福祉 GL、地域福祉 G 主幹、
介護保険・障がい GL、介護保険・障がい G 主幹、
福祉まるごと相談 GL、
保健福祉 GL 兼生涯現役まちづくり GL、保健福祉 GL 主幹
こども未来部長、こども育成 GL、文化スポーツ GL
都市政策部長、都市整備 GL、企業支援 GL、都市防災 GL、上下水道 GL、

地域産業 GL
学校経営 GL、学校経営 G 主幹
会計管理者
監査委員事務局長

5 職務のため出席した者
事務局長、書記 2 名

6 付託案件

議案第 30 号 平成 30 年度高浜市一般会計予算
議案第 31 号 平成 30 年度高浜市国民健康保険事業特別会計予算
議案第 32 号 平成 30 年度高浜市土地取得費特別会計予算
議案第 33 号 平成 30 年度高浜市公共下水道事業特別会計予算
議案第 34 号 平成 30 年度高浜市公共駐車場事業特別会計予算
議案第 35 号 平成 30 年度高浜市介護保険特別会計予算
議案第 36 号 平成 30 年度高浜市後期高齢者医療特別会計予算
議案第 37 号 平成 30 年度高浜市水道事業会計予算

7 会議経過

説（事務局長） 本日は、去る 3 月 2 日の本会議で予算特別委員会が設置され、本委員会に付託されました議案第 30 号から議案第 37 号までの 8 議案につきまして、審査をしていただくことになりました。

つきましては、高浜市議会委員会条例第 10 条第 2 項の規定により、内藤とし子委員に臨時委員長をお願いいたします。

臨時委員長挨拶

臨時委員長 本日、委員会の傍聴の申し出がありましたので、高浜市議会委員会条例第19条第1項の規定により傍聴を許可しましたので、御了承願います。

ただいまの出席委員は、全員であります。よって、本委員会は成立いたしました。これより予算特別委員会を開会いたします。

市長挨拶

《委員長選出》

臨時委員長 これより、委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（14） 指名推選でお願いいたします。

臨時委員長 ただいま、指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いいたします。

意（14） 柴田耕一委員をお願いします。

臨時委員長 ただいま、委員長に柴田耕一委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

臨時委員長 御異議なしと認めます。よって、柴田耕一委員が委員長に選出されました。

ただいま委員長に選出されました柴田耕一委員に、就任の御挨拶をお願いしますが、その前に席の交代をさせていただきます。

委員長挨拶

《副委員長選出》

委員長 それでは、これから副委員長の選出を行います。お諮りいたします。選出の方法は、投票による方法と指名推選による方法がありますが、いずれの方法によって選出したらよろしいでしょうか。

意（14） 指名推選でお願いいたします。

委員長 ただいま、指名推選との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議もないようですので、指名推選とさせていただきます。

指名推選と発言をされた委員に、どなたか指名をお願いいたします。

意（14） 小野田由紀子委員をお願いいたします。

委員長 ただいま、副委員長に小野田由紀子委員との発言がございましたが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認めます。よって、小野田由紀子委員が副委員長に選出されました。

ただいま、副委員長に選出されました小野田由紀子委員に、就任の御挨拶をお願いいたします。

副委員長挨拶

委員長 それでは、本日と明日の二日間の日程について、副委員長と協議いたしたく、ここで暫時休憩をいたします。

休憩 午前 10 時 05 分

再開 午前 10 時 08 分

委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程につきましては、ただいま副委員長と協議した結果、本日は一般会計の質疑を行い、明日は特別会計と企業会計の質疑を行い、質疑終了後、当初予算議案に対する採決をしまいたいと思います。

なお、本日、審査が予定より早く進んだ場合には、引き続き議案第 31 号以降の質疑に進みたいと思いますので、よろしく御協力のほど、お願いを申し上げます。

数点、注意事項を申し上げます。委員会の円滑な運営のため、総括質疑との重複を避け、質疑についてはまとめて行っていただくとともに、発言は、議題の範囲を超えないようお願いをいたします。また、発言する際には、必ずマイクのボタンを押してから発言をしていただき、質疑に当たりますと、予算書等のページ数、質疑の趣旨や内容を明確に御説明いただくようよろしくお願いをいたします。注意事項は、以上であります。

次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名を申し上げて、御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、副委員長の小野田由紀子委員を指名いたします。

ただいまから、予算特別委員会に付託されました案件の審査を行います。案件は、既にお手元に配付されております議案付託表のとおり、議案第30号から議案第37号までの8議案であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により逐次進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。なお、質疑漏れにつきましては、一般会計の質疑終了後と特別会計及び企業会計の質疑終了後に、許可することにしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 御異議なしと認め、そのようにさせていただきます。

なお、休憩中等に、当局の説明員が席を移動する場合がありますので、御了承ください。

これより、議案付託表の順序により会議を行います。その前に当局から説明を加えることがあれば、お願いをいたします。

説（総務部） 特にございませぬ。

委員長 これより質疑に入ります。

なお、質疑に当たりましては、一般会計は歳入、歳出ともに款ごとに行ってまいります。特別会計及び企業会計につきましては、議案ごとに歳入、歳出一括にて質疑を行ってまいりますので、質疑漏れのないように、よろしくお願いをいたします。

《質 疑》

議案第 30 号 平成 30 年度高浜市一般会計予算

委員長 質疑を行います。質疑は、歳入の 1 款から各款ごとに行ってまいります。

〈歳入〉

1 款 市税

委員長 質疑を行います。

問（1） では、質問させていただきます。1 款、予算書の 63 ページ。62、63 ページなのですが、市民税の個人、法人で、現年課税分と滞納繰越分とありますが、そこに徴収率が 98%、33%、あと、その下の固定資産税にも徴収率のほうがありますが、これの経年というか、去年と比較してどういった変化があったかというのを、教えていただければと思います。

答（税務） 徴収率の設定の方法でございしますが、現年課税分と滞納繰越分、それぞれで申し上げますと、まず現年課税分のほうにつきましては、市税全体で 0.3%の増の 98.4%、市税全体を合わせますと、そのような形になります。

滞納繰越分については、滞納繰越分の市税全体で 14%増の 38.9%と設定をさせていただきます。これは、過去の実績、最近の状況等々から設定をさせていただいて、いずれにしましても、徴収率の方は平成 29 年度よりも徴収率を高めているものとして、計上させていただいております。

委員長 ほかに。

問（12） 私も、今の 1 款の市税、同じ 62、63 ページでお願いします。個人市民税にしる、法人税にしる、あまり昨年と大きな差がないように思うんですが、これは景気の動向だとか、高浜も結構人口がふえていますし、そういうのを考えると、なぜかなというのを感じるんですが。まず、その点をお示しくください。

答（税務） 平成 30 年度の市税の当初予算をどのように積算をしたのかという、全体のお話かと思えます。各税目について平成 29 年度との比較を百

分率で申し上げますと、まず、個人市民税については、県の統計資料、愛知の就業状況、実際に就業されている方の統計がございます。等により 0.3%の増を見込んでおります。

法人市民税については、国の法人企業景気予測調査及び予定納税の関係で、平成 29 年度からの振替分を含め 8.8%の増。

固定資産税については、評価替えの年度でございますので、土地については上昇を見込むものの、家屋については、経年減点分の引き下げがございますので、それを見込み、固定全体としては 1.9%の減。

軽自動車税については、全体の課税台数は減少しているものの、新規検査から 13 年を経過した重課税率の適用というものがございますので、それにより 3.9%の減。

市たばこ税については、直近の状況から 6.9%の減を見込み、市税全体としては 0.3%の増を見込んでおります。そういった各種統計調査等々から導き出したものでございます。

問（12） 統計調査から出したというのは分かったんですが、法人税でいいますと、以前、国税に召し上げられたり、いろんな名前で軽減税率がある一方で、市民税は以前 20%減税というのがありましたが、今、何もなしで、非常に格差が大きくなっていると思うんですね。この格差を縮めるためにも、法人税率、最高税率なりを掛ける考えがないのかどうか、お示しください。

答（税務） 法人市民税不均一課税のことかと思われませんが、現時点では、不均一課税の採用ということの考え方はございませんので、当初予算につきましては、法人市民税については現行のままの税率を適用させていただいております。

問（12） そうしますと、人口 5 万人未満の自治体で、572 自治体あると思うんですが、超過課税なり不均一課税なり、やっているところはどれぐらいありますか。

答（税務） 人口 5 万人の自治体の中で、超過課税の採用は 527 団体、不

均一課税は45団体という結果を承知しております。

問（12）　そうしますと、超過課税なり不均一課税なり、やっているところは半数以上、58. 何%になると思うんですが、全国でもそうやって課税しているところがあるわけですから、高浜もぜひ、大変厳しいやりくりの中ですので、やるべきだと思うんですが、その点ではいかがですか。

答（税務）　不均一課税、超過課税、制度としてありますので、当然その内容を否定するものではございませんが、やはり増税ということになりますと、十分な御説明、あとは企業さんの御理解、そういったものを踏まえたうえで採用していく形になりますので、現時点ではそれには至っていないという考えてございますので、よろしくお願いいたします。

委員長　ほかに。

質　疑　な　し

委員長　ほかに質疑もないようですので、1款の質疑を打ち切ります。

2款　地方譲与税

委員長　質疑を行います。

質　疑　な　し

委員長　質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

3款　利子割交付金

委員長　質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、3款の質疑を打ち切ります。

4 款 配当割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。

5 款 株式等譲渡所得割交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6 款 地方消費税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、6款の質疑を打ち切ります。

7 款 自動車取得税交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、7 款の質疑を打ち切ります。

8 款 地方特例交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、8 款の質疑を打ち切ります。

9 款 地方交付税

委員長 質疑を行います。

問 (12) 昨年度が 1,500 万円、今年は 1 億円と、大変開きが大きいんですが、これはなぜかお示してください。

答(財務) 平成 29 年度につきましては、財政力指数が 1.1 ということで、財源超過額というのが大きくありまして、特別交付税を算定する場合に、財源超過額は差し引かれるということになっております。平成 30 年度はどうかといいますと、先の一般質問でもお答えしたとおり、財政力指数については 1 ぎりぎりを見込んでおりますので、財源超過額が全く発生しないということがございますので、1 億円程度は、過去の実績から見込めるだろうということで計上しております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10款 交通安全対策特別交付金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、10款の質疑を打ち切ります。

11款 分担金及び負担金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11款の質疑を打ち切ります。

12款 使用料及び手数料

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 国庫支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 県支出金

委員長 質疑を行います。

問（1） 予算書の 81 ページ、14 款 2 項 2 目、児童福祉費補助金の中で、愛知県子育て支援対策基金事業費補助金 2 億 837 万 9,000 円というのがありますが、こちらというのは、どのような補助金なのか教えてください。

答（こども育成） 愛知県子育て支援対策基金事業費補助金についてお答えいたします。これは、平成 30 年度に認定こども園整備費補助金として、（仮称）たかとりこども園の建設費を社会福祉法人清心会に補助する予定ではありますが、この費用のうち基準額を上限に、県が負担すべき 2 分の 1 の費用を市の歳入として計上したものでございます。

実支出予定額の 2 分の 1 と補助基準額の 2 分の 1 を比較いたしまして、低い方の金額により算定されますが、認定こども園ですので、幼稚園機能の分と保育所機能の分と、それぞれに予定定員に応じた基準額が設けられております。なお、現在、清心会では、新園舎の実施設計の途中であります。あくまでも実支出予定額は予定額としております。設計後及び入札後に変更になることも見込まれますので、よろしく願いをいたします。

問（1） もう 1 点。83 ページ、教育総務費委託金で、キャリアスクール

プロジェクト事業委託金 7 万 5,000 円とありますが、この事業というのはどういった事業なのか教えてください。

答（学校経営） こちらのキャリアスクールプロジェクト事業委託金でございますが、今年度まであいち・出会いと体験の道場推進事業委託金という形でやらせていただいております。

今年度、県の委託事業の名称が、今、申しあげました事業名から、このキャリアスクールプロジェクト事業委託金と変わったことで、事業名を変えて掲載をさせていただいておりますが、事業の内容といたしましては中学生の職業体験に係る事業を行う際に、一定の金額を県のほうから支出いただくという内容となっております。

委員長 ほかに。

問（14） 80、81 ページ、土木費県補助金の道路橋りょう費補助金の中の市道流作新田線（高浜芳川緑地アクセス道路）2,500 万円とありますが、この工事の内容をお聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） この事業でございますが、高浜緑地の進入の道路を整備するものでございまして、高浜緑地自体は、愛知県のほうが整備させていただいておりますが、高浜緑地の関連工事ということで、工事費用の 50% を補助としていただいております。

実際に、この補助の充当先の工事につきましては、195 ページの市道新設改良の工事請負費のところにあります道路改良工事でございますが、その予算が 1 億 4,275 万 7,000 円に対しまして、5,000 万円として予定をしておるところでございます。

工事の場所につきましては、県道の名古屋碧南線から、ちょうど橋本電機さんのところの南側の道路で、その部分の一部、230 メートルの区間について、歩道の設置と道路改良を実施する予定の充当でございます。

問（14） 本来ならば、今の歳出で聞くとおるところであります。関連がありますので、もう 1 つ質問させていただきます。今年度、今の工事のところ、手入れ工の一部は工事されて、道路が広がっていると思っておりますけれども、

安立荘さんの北側といいますか、駐車場になる南側といいますか、が、まだ堤防敷と、それから今、安全対策上ポールが立っていると思いますが、その部分の計画は、今後どのようにっていくのか、進捗状況があれば教えていただきたいと思います。

答（都市整備） 現在進めておりますこの高浜緑地の周辺道路整備でございますが、今年度中に暫定的にできる芳川児童遊園の跡地の駐車場に対しまして、北側から進入する区間を先ほど委員がおっしゃられました区間だけ整備しております。

今後は、今年度の残りの区間を整備し、次に、旧芳川児童遊園の周りの工事を計画しております。順番に安立荘と、緑地駐車場までの区間を考えておりますが、この区間については、堤防管理者であります愛知県知立建設事務所と協議をし、その協議が整い次第、順次進めていくということで、御理解のほどをお願いいたします。

意（14） 北側が整備されて、非常に通行量もふえてくるだろうと思います。どうしても県道の渋滞、朝の混雑で渋滞が、非常にあそこは慢性的な渋滞が起こっておりますので、その抜け道として、あの道をたくさん通る方がみえますので、そういう道路のアクセスの整備。あるいは、グラウンドが整備されることによって、利用者のアクセス等々ありますので、その状況を見ながら県との協議をしていただいて、より早い開通に向けてのアクセス道路の完成を要望しておきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（12） 81 ページです。教育費県補助金のところで、小学校費の補助金、あいち森と緑づくり事業交付金というのが2,260万円出ていますが、これ、どういう事業に交付されるのか教えてください。

答（学校経営） ただいまのあいち森と緑づくり事業交付金でございますが、こちらは、愛知認証材というものをを用いてつくられました木製の学習机や椅子及び下駄箱、ロッカーなどを導入する際に係る経費に対して、県

のほうから補助をいただく内容となっております。具体的には、高浜小学校等整備事業でロッカーを新しく設ける予定なのですが、そちらに対して、この交付金を使って整備を進めていきたいと考えております。

問（12） 高浜小学校のロッカーに使うということなのですが、小学校のほうは、学校を建てる関係の事業者さんに全部、予定が入っているんじゃないかと思うのですが、その点ではどうなんですか。

答(学校経営) 高浜小学校等整備事業のロッカーの部分につきましては、当初、事業費の中で考えていたのですが、事業を行っていく中で、愛知県のほうからこういった事業もあるというお話をいただきまして、実際には事業費からそのロッカー分だけを除いて、市のほうがロッカーの部分だけは整備するという形で進めていきたいと考えています。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、14款の質疑を打ち切ります。

15款 財産収入

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、15款の質疑を打ち切ります。

16款 寄附金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、16 款の質疑を打ち切ります。

17 款 繰入金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、17 款の質疑を打ち切ります。

18 款 繰越金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、18 款の質疑を打ち切ります。

19 款 諸収入

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、19 款の質疑を打ち切ります。

20 款 市債

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、20 款の質疑を打ち切ります。

以上で、歳入についての質疑を打ち切ります。

次に、歳出の 1 款から、順次質疑を行います。

〈歳出〉

1 款 議会費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、1 款の質疑を打ち切ります。

2 款 総務費

委員長 質疑を行います。

問（9） 主要新規の 5 ページ、それから説明書の 113 ページ、地方創生推進交付金事業並びに ICT 推進事業に関連することで、総括質疑の中で、この ICT 化を進めていくことによって、市役所の業務改善につなげていくという答弁がありました。そこで、ICT 化と絡めて業務改善を効果的に進めていく組織体制についての検討があれば、教えていただきたいと思

います。

答（人事） ICT化と業務改善を一体的に進めていくためには、やはり1つのグループにおいて、これらの業務をまとめて所管することがより効果的であると考えております。しかしながら現行の組織では、ICT化の推進は企画部の総合政策グループが、ハイブリッド活動等の業務改善は総務部の行政グループがそれぞれ担当をしております。そのため、本年4月1日付で組織の見直しを行いまして、ICT化と業務改善を車の両輪として進めるためのグループを企画部内に新たに設置することを予定しております。

なお、組織の見直しの詳細につきましては、3月23日に開催されます全員協議会の席上で御説明申し上げますので、よろしくお願いたします。

問（9） 同じ中で、ICT推進事業でタブレット端末を活用したということで、今後2台をとということなんですけれども、実際、前もちょっとお聞きしたんですけれども、現在の通訳の方でどのような支障が出ているのか、わかれば教えていただければ。

答（総合政策） 現在、通訳が本庁でいきますと、1階の市民生活グループのところで勤務をしております。外国人の転入がものすごく、今、増えている状況でございます。社会増の外国人の増が、全体で400何人いるんですけれども、そのうちの300何名が外国人ということで、今すごく、人口増の要因が外国人の流入というふうになってございます。

ですので、通訳の業務もかなり大変な業務になってございますので、待ち時間がどうしても発生してきます。その通訳を待っている間、何も手続きができないといけませんので、それを補完する意味で、タブレット端末を使い、タブレットを通した通訳を行うサービスを導入したいと考えております。

委員長 ほかに。

問（14） 117 ページ、夜間防犯パトロールの委託料というものがありますけれども、それはどれぐらいの頻度、日時や時間、どれぐらい行ってい

ただけるのか、お答えいただきたいと思います。

答（都市防災） 夜間の防犯パトロールについてでございますが、本年度、平成 29 年度までは週 3 回程度、年 180 日間、活動時間は午後 10 時から翌日の午前 4 時までとなりますが、次年度、平成 30 年度からは、活動時間につきましては変更ございませんが、活動日数を週 2 日程度の年 104 日間とする予定でございます。以上でございます。

問（14） 今、活動日数が減っているということでありますけれども、大変犯罪が多いのかかわらず、減っている理由を教えてくださいと思います。

答（都市防災） 平成 30 年度より、活動日数を減らした主な理由の一つの中に、警察によります、深夜帯のパトロールの強化というものがございませぬ。

また、一部のまちづくり協議会になりますが、月に数回ではございますが、深夜帯のパトロールを実施するなど、地域の防犯活動の強化もございまして、また、犯罪発生件数も、ここ数年は減少傾向にございます。

夜間防犯パトロールにつきましては、平成 21 年度より実施をしておりますが、活動日数の適正度など、費用対効果の検証も踏まえまして、平成 30 度につきましては、一旦、活動日数を減らして実施してまいりたいと考えております。

問（14） まちづくり協議会でありますとか、それから町内会でありますとか、地域の防犯活動もやっただいていると思っておりますけれども、そことの連携やすみ分けを、どのように指導されているのかお聞かせください。

答（都市防災） すみ分けの点におきまして、一番異なるのが活動の時間ではないかというふうに考えております。地域の皆様は主に昼間、もしくは夜 9 時ごろまでを活動時間として、地域の中でパトロールを実施しておみえになります。地域のパトロールで補えない、深夜の時間帯を民間の警備会社ですとか、先ほど申しました警察によりますパトロールを実施し、お互いに情報共有など連携を図る中で、防犯対策に取り組んでまいりたい

と考えております。

問（14） 同じく防犯対策費の中に、去年は防犯カメラの計上をされていたと思いますが、今回見送られているのかなと思いますけれども、その理由をお聞かせ願いたいと思います。

答（都市防災） 見送った理由でございますが、平成30年度につきましては、今のところ1台ではございますが、企業様からの寄附の予定がございます。また、現在、市民団体様とも、寄附に向けた調整を行っております。こういったことから、平成30年度につきましては、予算計上を見送っております。

問（14） それでは、市内の防犯カメラの設置台数と、活用実績等がありましたら、お願いしたいと思います。

答（都市防災） 最初に防犯カメラの設置台数でございますが、本年2月末現在の数字となりますが、市内で15カ所となっております。具体的には、駅前のロータリー、通学路である主要な交差点付近に設置をしております。

次に、録画データの活用実績でございますが、碧南警察からの要請に基づきまして、本年度は5件ほど、データの情報提供をしております。以上でございます。

問（14） 30年度は予算計上をしていないということでありましてけれども、当然、寄附をいただけるということで見送ったということでありましてけれども、今後、そういった犯罪のケースの増加、あるいは、検挙につながるツールとして非常に重要かと思っておりますけれども、今後、計画的に設置をするという考えはないのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（都市防災） 委員のおっしゃるとおり、市民で構成されます高浜市防犯ネットワーク会議の委員の皆様や、警察の御意見もちょうだいしながら、毎年数基ずつとはなりますが、計画的に今後も設置を進めてまいりたいと考えております。

しかしながら、防犯対策で一番大切なのは、市民一人一人の目、地域の目ではないかというふうに感じております。防犯パトロールを始めとしま

したソフト対策、また、防犯カメラを始めとしましたハード対策のバランスを考慮しつつ、警察とも連携を図りながら、各種対策を講じてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（８） まず、113 ページ、2 款 1 項 12 目 ふるさと応援事業のふるさと納税の関係の委託料、これ金額的に、ほぼ倍増となっていますけれども、寄附金額も収入のところで 1,500 万円の予定が来年度 3,000 万円に上がっていますけれども、実態が知りたいんで。要は、高浜市民でほかのところにふるさと納税して、税収が下がっている分、このところが見えないんで、この辺のところを押さえているのであれば教えていただきたいんですけれども。

答（総合政策） 市税の減収額でございます。高浜市民の方が、他市でふるさと納税をされた額でございます。すみません、まだ確定申告最中ということで。まだ 29 年中、30 年度はちょっと、実績は出ませんが、29 年度、平成 28 年中のふるさと納税というふうで対象になりますが、687 人が寄附金控除を申告されておりまして、個人市民税の税額控除額で 2,739 万 3,000 円となっております。

問（８） 今の説明ですと、やっぱり結果的には負けているっていう。そういう発想でいいんですね。要は、うちがふるさと納税で受けるよりは、これ逆に言うと、寄附をもらって、委託料を使って、その分が税収として増の部分なんだけれども、逆に外に出ていってる部分が今のお話ですと、逆に言うと 2,000 万円ほど外に出ていっちゃっている。そういう見方でよろしいんですね。

答（総合政策） 歳入は 3,000 万円を見越してございますが、歳出としましては、111 ページに記載のとおり 1,587 万 6,000 円を経費として見込んでございますので、実質の歳入としては 1,412 万 4,000 円というふうに見込んでございますが、必ずしもお金だけではなくて、ふるさと納税の謝礼を市内の企業が市外の方に発信する。そういったところによる高浜の P R、

そういったところも、経費以外でもそういった効果もあるというふうで御承知おきをお願いしたいと思います。

問（８）　そういう効果はわかりますけれども、単純にお金でみると、これを当てにしないでほしいということをお願いしたいだけなんです。そういう見方をしていただきたいなということで質問させていただきました。

続いて、同じく 113 ページ、２款 1 項 12 目、先ほど I C T 推進事業の説明がございましたけれども、主要・新規のところに出てはいますけれども、投資費用 126 万 4,000 円でペーパーレスってことが書かれていますけれども、具体的に、要はどれだけ効果があるからこれだけの投資という見方を、普通、民間ではするんですけれども、効果のところは何も書いていないんですけれども、これだけの投資が本当にいいのかどうかというのがわからないんですけれども。その辺のところは、どういうふうになっているんですか。

答（総合政策）　ペーパーレス会議の目的でございますが、これは手段であって、実は目的ではございません。ただ単に、紙をペーパーレス化するだけではございません。紙文書をデータ化することで、情報の共有、迅速化、保管文書の削減、資料の検索が容易にできまして、紛失の防止が図れるというふうで考えております。

最大のメリットは、このように I C T を使いこなして、市役所内の業務の効率化を目指す職員の育成にほかなりません。ペーパーレス会議のほか、A I、外国語通訳サービスなど、さまざまな I C T を活用しまして、行政サービスを効率化しまして、市民の皆さんの利便性を向上させていくことができる職員の育成をはかってまいりたいと考えております。

問（８）　伺っているのは、こう、もやもやとしたそういうのじゃなくて、具体的なものを知りたいと。要は、現状がこれだけやって、これだけ紙をなくす、これだけ保管スペースをなくす、これだけ時間の短縮ができる、そこまでやっぱり掘り下げないと、これ、投資が本当に正しいものか、していいものかどうかというのがわからないんですね。だから狙い、目標を

明快にして書いていただかないと、主要・新規というふうに書かれているんだから、現状を調査して、こういうふうにするっていうことを当然、頭の中に置いてこの投資金額をはじいていると思うんですけれども、これ1,000万円って書かれたって、こちらで判断できないんですよ。これが正しいかどうかっていうのは、見合ったものかどうかっていうのは、そういう数字がやっぱり見えてこない、これ、判断しようがないと思うんですけれども。その辺は、どう考えてみえるんですか。

答（総合政策） ペーパーレス会議に関してのコスト削減ですけれども、どの会議に使用するかっていうのは、まだちょっと精査が今、できておりません。

まずは、部長会、部長グループリーダー会で、こちらのコストの削減というか、会議のほうを取り組んでまいりたいと思います。その実績を踏まえて、ほかの会議体にもこのペーパーレス会議を導入したいと思います。

ちなみに、部長会と部長グループリーダー会にペーパーレス会議を活用したと仮定して、このコスト削減を試算させていただきました。これまで職員が会議資料を印刷、製本、配布、保管といった資料準備の手間と会議に使用する紙のコスト、これを計算した結果、年間約19万円の削減につながるというふうで試算しております。

問（8） だから、以前から何回も言うように、これ、目標がはっきりするわけなんですよね。これ投資にというのは、その目的を達成するために投資するわけですよね。こういうふうになりそうだとか、要は半製品の状態で提案されているわけですよ。こうするっていうことを言い切ってもらわないと、本当にいいかどうかっていうのは、本当にそれで執行部の中をよく通ってきたんだなっていうのは、そういうふうを感じるんですけれども。

それは、こうやり切るっていうことを言っていたかないと、やっぱりそれはやる側の熱意っていうか、そういうものもあって、そこだけ調べて一生懸命やって提案するっていうのが、ストーリーじゃないかと思ってい

るんですけれども。

先ほど 19 万円って言ったのが、これ例えば借上料ですから、これ毎年 130 万円かかるんですよね。何か聞いていて、全然、その割に合わないとか、本当にそんなことやるのっていうのが、本音のところにあるんですけれども。

答（総合政策） 委員おっしゃるとおり、ペーパーレス会議の会議自体をどう進めていくか、今後、議論していくわけですけれども、議会のほうでもペーパーレス会議を予定されています。もし、議会のほうでペーパーレス会議が進めれば、こういった予算書、決算書、主要成果説明書、こういったものが全てペーパーレス化になってまいります。

それを試算しますと、約 65 万円の印刷製本費が削減されるという試算になってございますので、これは、議会が導入するしないっていうのは、まだちょっと結論が出ておりませんので、こちらのほうの削減コストというふうでは見込めませんが、そういったところを、いろんなところで今後、いろんな職員のアイデアとかそういったものを含めまして、業務の効率化を図ってまいりたいと考えております。

問（8） 余計なお世話かもしれないですけれども、これ、紙代では絶対こんなんペイしないです。間違いなしに、これやる意味というのは情報の共有化、それと、会議時間の短縮だとかこういったことをやらないと、人件費を落とすということを考えないと、こんなん、絶対ペイしないんで、そういうところはやっぱり知恵を回していただかないと、単に紙がなくなったとか、そういう次元の話ではないと思うんで、その辺は考えていただきたいなと思います。

あと、同じく 115 ページ、2 款 1 項 14 目の中で、これも気になったんですけれども、これペーパーレスと言いながら、プリンターの保守料が出てきているんですね。これ、間違いなしにペーパーレスしようと思うと、プリンターの台数を絞ったほうが現実的にいけると思うんですけれども。それって、何か考えてみえるんですか。以前も言ったことがあるんですけれ

ども、隣に出しやすい環境をつくっておいたら、みんな紙を出しますよ。そうじゃなくて、知恵を使って、出さんでもいい方法を考えさせるように仕向けないと、同じような環境でね、やれやれと言ったって、今までどおり同じことを繰り返すんで、そういうことって、何か検討されているんですか。

答（総合政策） 今、委員言われるように、ペーパーレス会議のシステムを導入しても、やっぱりプリンターの台数を削減したとしても、紙を打ち出す習慣、こういったものをなくさなければ、紙の削減にはつながってまいりません。総括質疑で答弁させていただいたとおり、役所に入庁してからずっと紙文書で仕事をしてきた職員に対して、紙の文書を打ち出さないようにするルールの徹底、それと、そのための仕組み、こういったものをペーパーレス会議を活用して、構築してまいりたいと考えております。

また、来年度、今年度も実は検討したんですけれども、プリンターの台数を減らしまして、紙文書をPDF化できる複合機の導入を来年度も引き続き検討してまいりたいと思います。

問（8） 続きまして、ちょっとページ数が前後するんですけれども 113 ページ、2 款 1 項 13 目の広域行政推進事業のところ、衣浦東部広域行政圏協議会負担金、これが 6 万 5,000 円、昨年も 6 万 5,000 円なんですけれども、今年 53 万 6,000 円になっているんですけれども、何かイベントの予定があるんですか。

答（総合政策 主幹） こちらにつきましては、平成 30 年度に衣浦東部ごみ処理広域化計画の見直しが予定をされておりまして、計画策定委託料として衣浦東部広域行政圏の予算の中で、302 万 4,000 円が予算計上をされてまいります。その費用を 5 市で負担金を出し合っというような形になっておりますので、本市からは 49 万 2,500 円というように形で、負担をするという形の増額となっております。

問（8） それでは、先ほど 14 番委員が質問されていましたがけれども、防犯活動推進事業、117 ページ、2 款 1 項 16 目、夜間パトロールの件で、先

ほど答弁いただいていたけれども、これ、以前、夜間パトロールを始めて、リーマンショックかなんかで税収が減ったときに、ぴたっと止めて、その影響で急に犯罪がふえて、緊急の防犯体制ということで、宣言を出されたことがありますよね。で、そういう前提があって今回減らすっていうことは、何か、これ犯罪が急に、この影響でね、どこまで効いているかわからない、見ながらやっていくという話なんで、急にふえたりしたときにどういう対応を考えてみえるか、そこが知りたいんですけれども。

答（都市防災） 今、委員おっしゃられたとおり、以前そういったケースもございました。警察のパトロールが強化をされたことも、今回、減らさせていただいた要因であります。それとは別に、委員も御存じのとおり、一部の小学校区ではございますが、以前、赤色の回転灯を活用した防犯活動が展開された地域がございます。その結果として、犯罪の抑制につながったというケースもございました。来年度は、ぜひそういった活動を全地域につなげていくよう展開してまいりたいと考えております。

問（８） お伺いしたいのは、もし万一、これをやって犯罪がふえたとき、どう対応するかっていうことをお伺いしたいので、そういうことを考えてみえれば知りたいんですけれども。

答（都市防災） 進めていく中で、どういう結果が出るかはわかりませんが、万が一、犯罪件数が増加したような場合は、例えば防犯ネットワーク会議の中で、委員さんと協議を図りながら、例えば地域の防犯パトロール、夜間の防犯パトロールのさらなる充実等を踏まえて、再度検討を進めてまいりたいと考えております。

問（８） なんとなく、そうなんだろうなとは思いましたがけれども。要は、減らすのはいいんですけれども、それがやったときに、何が起こるか、次の手も考えておいていただかないと、単に減らせばいいっていう問題じゃないんで、要は、効果を維持しながらどうする、これ、改善なんですよ。単に減らすのは、これ改善でも何でもないんで。そういう知恵っていうかね、次の手を考えておいていただきたいというのが、本音のところですよ。

続きまして 123 ページ、2 款 2 項 1 目、市税等の徴収事業の中で、徴収事業の歳出、減っているんですね。市長の所信表明演説の中でも、徴収のところは力を入れていくって言われたのに、今回、減っている理由は何なのかなってというのが教えていただきたいんですけども。

答（税務） 減額の主な内容でございますが、これは臨時職員の賃金で 137 万 3,000 円の減。社会保険料と雇用保険料の共済費のほうで 65 万 8,000 円の合計の 203 万 1,000 円が主なものでございます。

臨時職員の賃金等を減額した理由でございますが、平成 29 年度で雇用しています国税 O B の勤務時間を縮小したことによるものでございまして、費用対効果の観点から徴収率に影響が出ない範囲で、本人の希望する時間数に変更したものです。

そこで、徴収率が縮小しない範囲の根拠でございますが、平成 29 年度の当初予算上で、平成 29 年度滞納繰越分、市税全体でございますが、これが 29 年度は 3 億円ほどございました。平成 30 年度の当初予算は 2 億 1,000 万円ほど見込んでございます。まず、対象が減ったということでございます。

また、さらに国税 O B の活用の仕方でございますが、これまでやってきた内容に加えて、現在、家宅捜査、あるいは銀行への稟議書の確認、融資の状況の確認、こういったような取り組みをしております、そのことと本人さんとの時間数の調整の中で、結果として縮小になったということでございます。

なお、ちなみに今回、徴収事業としては、平成 30 年度の実予算ではございませんが、滞納整理システム構築業務委託料として 3,317 万 8,000 円、これをお願いしてございますので、事業費が多いから徴収率の強化というわけではございませんけれども、金額的にはこちらのほうで過去最高の徴収事業費になっておるということですので、御理解いただきたいと思えます。

問（8） そういう意味でいうと以前から言っているように、現状、これ、

ふやしていただければ、無駄なことはやらなくて済むんで、原因系をつぶすようなところに、やっぱりコストをかけるようにやっていただくのが有効な使い方ということ。

滞納になってから追うんじゃなくて、やっぱり自分たちでもそうですが、源泉徴収で引かれちゃうと、それをベースにして生活を考えるんで、そういうことをやっぱり考えていただけたらなと思いますんで、よろしく願いします。

2 款のところでも最後にしますけれども、129 ページ、2 款 5 項 2 目、諸統計事業、統計員 31 人から、去年 31 人だったんですけれども、来年度、75 人にふやして、費用が約 4 倍になっているんですけれども、何か計画されているんでしょうか、これ。

答（総合政策） 増加要因でございますが、30 年度、住宅土地統計調査という調査がございます。こちらは 5 年ごとに実施される調査で、就業構造基本調査対象者の 7.6 倍、全国で 370 万戸が調査対象となる、抽出調査の中では最大級の統計調査が実施されることから、多くの調査員が必要ということで、この予算を計上させていただいております。

委員長 ほかに。

問（6） 先ほど 9 番委員のほうが質問された関連ですけれども、113 ページのところでも地方創生推進交付金事業で人工知能システム活用行政サービス開発支援事業の委託料が 1,500 万円ちょっとあるわけですけれども、これの目的だとか、それから効果だとかというところで、地元産業の発展、活性化が期待できるだとか、行政サービスの効率化、向上が期待できる、こういったことが書いてあるんですけれども。

先ほど、新しいグループを立ち上げて、それで進めていくというようなお話があったんですけれども、非常に大きい金額を使うことになりますので、行政効果では、具体的に人員削減がどのようになるのかとか、それから具体的な効果額がどのようになるだとか、そういったところがわかれば、ちょっと教えてください。

答（総合政策） 削減効果でございますが、総括質疑でもちょっと答弁させていただいたところと重複すると思います。まだAIをどのように活用するかというのは、業者選定等を含めて、まだ決まっておりますが、仮に市民サービスの問い合わせに人工知能、こういったものを活用した場合を仮定してお答えをさせていただきます。

保育士、教諭職を除く職員173名が、市民から問い合わせを受けたとして、5分間電話対応をした人件費コストを試算しますと、1件当たりのコストが295円かかります。173名が1日1件の電話対応をした場合、年間で約1,327万円の人件費がかかります。仮に1日2件、電話対応が人工知能に置き換わるとしますと、約2,654万円の人件費が、他の業務に、これ、充当できるというふうに想定がされるところでございます。

問（6） それは、総括のときに私も聞いておるんですけども、実際に今のあれからいっていきますと、これまたがるのが、結果、地域産業グループとそれから総合政策グループ、そういったところにまたがっているわけですよ。

それが、今度新しく組織をつくって、そこでやっていくという話じゃないですか。そうするというと当然、そののところへ配置する職員だとか、そういったものやなんかは、当然、考えてみえると思うんですよ。これから人事異動やっていくわけですから。

そうすると、そういったことだけじゃなくて、トータル的にこの事業をやることによって、どういった行政効果が表れてくるのか、そういったところは、やっぱり検証しておく必要があると思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

答（総合政策） たしかにICTの分野、行政サービスを検討していく場合、いろんな他分野にまたがります。地域産業グループもしかり、総合政策グループ、企画部のところ、新しくできるICTのグループでも検証をしてみたいです。

特に若手職員。どのように業務改善をしていくかという、若手職員から

人工知能をどういうふうを活用していくかというアイデアを募集しながら、横断的に、また、どういったところに活用できるかというアイデアも若手職員から提案していただきながら、全庁を横断的にこの活用について検討してまいりたいと考えております。

意（6） 今、話がありましたように、そういったことを考えていただくのは当然大事な話ですし、ただ、今までの状況を人事グループのほうも、大変人事採用で苦勞してみえるみたいですがけれども、もともと、うちのところはかなり厳しい、この人員体制でやってみえるわけじゃないですか。もっとその辺のところをしっかりと考えていただいて、実際にこういったことを導入していったら、こういうふうに職員の負担が減るだとか、それから、市民サービスがよくなるだとか、そういったところをもっと具体的にきちっと反映できるようなことをやっていただきたいと思いますので、いろいろ質問してみえましたので、あまりくどくどもいけませんので、そういったことをぜひ一つ考えていただいて、これからの人事異動だとか、こういった取り組みやなんかをしていただきたいと思いますので、よろしくお願いたします。

委員長 ほかに。

問（12） 109 ページ、2 款、総務管理費の関係で、5 の市役所本庁舎整備事業の関係です。市役所本庁舎借上料が 1 億 5,647 万 3,000 円となっていますが、これ 20 年契約ということなのですが、そのあとについては、どのようにしていかれるのかお示してください。

答（行政） 20 年後につきましては、これまで議会等でも答弁してきましたとおり、期間満了の 5 年前ぐらいから事業者さんと協議をさせていただいて、そのときの行政需要等に対応する中で、柔軟に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

問（12） 5 年ぐらい早めに協議するということなのですが、この建物そのものが 34 年でしたか、32 年でしたか、耐用年数がそういうふうになっているということを最初に説明されましたので、そういうのを考えても、

あまりもたないということを考えるんですが、そういう点では、どのように考えてみえるんでしょうか。

答（総務部） ただいま、34年の耐用年数の話がございました。これは、以前もお答え申し上げておりますように、会計法上の耐用年数、償却年数ということでございます。

問（12） 113 ページ、広域行政推進事業のところ、リニア中央新幹線建設促進愛知県期成同盟会負担金が出ていますが、これ今、9兆円もかかるという内容が、3兆円、国税が入ると。また今、談合が大変大きな問題になっています。これ負担金、やめるべきだと思うんですが、その点ではどのように考えてみえるんでしょうか。

答（総合政策） リニアの開業が東海地方にもたらす影響、いわゆるリニアインパクトにつきましては、ものづくり企業が集積しておりますここ三河地方にとっても、リニアが完成すれば、ビジネス交流の活発化、地域経済の活性化、大動脈の二重化による災害に強い国土形成が図られるという考えでございますから、引き続き、県と県下市町村、経済界と連携しまして、建設促進を図ってまいりたいと考えております。

問（12） 大きな建設工事ですけれども、その中で毎日といいますか、今、談合事件が2社は認めたと。2社がまだ認めていないというようなことで、また今、やられていますけれども、そんな談合があるような事業で、負担金を出していいんでしょうか。

答（総合政策） 特に談合事件が、リニアを中止するというふうでは聞いてございません。先ほども答弁しましたようにリニアインパクト、この影響をまちづくりに生かすためにも、同盟会に加入して、調査研究をしてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（6） 109 ページのところの市役所本庁舎借上料が1億5,647万3,000円あるわけですけれども、ちょっと先ほど質問すればよかったんですけれども、これはモニタリングの委託料が入っていますよね。今までに庁舎や

なんかのやつを使ってきて、モニタリングをやられたことがあるわけでしょうか。その辺をお答えください。

答（行政） 庁舎のモニタリングにつきましては、当然、建設当時から調整をする中で、これは実際に昨年1月4日から業務のほうを開始をしております。そうした中、維持管理等の中で、こういったところの不具合があったかだとか、そういったことを聞く中で、モニタリングのほうも実施をさせていただいております。それは、コンサルタント委託をしておりますので、コンサルさんのほうを交えて、そちらのほうからこちらに報告が上がってくるというような内容でございます。

問（6） そのモニタリングの内容というのは、教えていただけるんですか。

答（行政） 日々の使い勝手が、ここが悪かったとか、そういったような、これまで直営でやっておったときもそうだったんですけれども、いろんなところの部署からも、こういったところの不具合があるとかというようなことを取りまとめたようなものですので、細かな話になってしまいますので。

問（6） それは、見せていただけるわけでしょうか。

答（行政） おおまかな概要といいますか、こういったようなものがありましたよということぐらいまでだったら、多分大丈夫だと思います。

委員長 ほかに。

問（1） じゃあ、何点かお願いします。99 ページの市民活動運営事業、町内会行政連絡会委員報償金、73万1,000円とありますが、これは、どのように使われているのかということをお教えください。

答（総合政策 主幹） こちらの報償金ですが、年7回、各町内会長さんにお集まりいただきまして、町内会行政連絡会という会を開催しております。そこで会長様にお支払いをさせていただく謝礼ということで、計上をさせていただいております。

問（1） そういったことだとは思いますが、何が言いたいかというと、

多分、来年度の町内会長さんというのがやっと全部決まったのかどうかはちょっとわかんないんですが、うちの町内会とか、ほかの町内会もそうですが、町内会長さんというのが非常に多忙で、もうどこの町内会さんも、次年度の町内会長を決めるのに四苦八苦しているというのを多分、現状を把握されていると思いますが、そういったところでこういったお金が全てとは思いませんが、もちろん町内会費から出すのもなかなか出せないし、こういったところでもある程度、もう少し補助なりをしていただく。

当然、町内会長さんの仕事というのも、もっともっと減らしていかないと。本当に今年でも、町内会長さんがいなくて止まっちゃうところも多分出かかったと思うんですが、そういったところも含めて、今後、この報償金というの、増額等も考えていただければなと思いますが、いかがでしょうか。

答（総合政策） 報償金の増額、報償金が上がれば人材がふえるかという、決してそうではないと思います。先ほど委員がおっしゃられた仕事を減らす、町内会の活動自体を見直していただく。そういったところを町内会のほうで御検討していただきまして、行政としては側面的に、そういった減らすために御協力できる場所があれば、相談なり、協力できる場所があれば、一緒に対応していきたいというふうに考えています。

問（1） もちろん、お金だけで人がふえるとは少しも思っていないんですが、あまりにも最近、役所のほうから、あと、まち協さんから等々、本当に町内会のほうに仕事がいき過ぎているというか、本当に多忙なんで、そういった点も含めて、今後対応をお願いしたいと思います。

続きまして105ページの広報広聴事業ですが、来年度の重点取り組み事業で、情報発信につながる事業というのが上がっていましたが、この予算の中で、具体的にどういったことを重点的に取り組みとして考えられているのかというのを、教えていただければと思います。

答（総合政策 主幹） 来年度ということですが、新たに、今回、市民記者広報作成謝礼というものを計上させていただきました。より市民の方々

に見ていただける広報だったり、ホームページだったり、フェイスブックとしていくために、市民の方を市民記者として任命をさせていただいて、市内のイベント等取材をしていただくことを予定をしております、そのための謝礼を計上しております。

市民記者の主な役割としましては、イベント等において、写真等を撮影をしていただいて、その写真データやコメントをいただくことで、そういった写真やコメントを広報やホームページで紹介していただくことで、市民目線の記事をつくって、ちょっと興味を引くことで、多くの方に見てもらえるといいなというところで、一つ、新たな取り組みとして考えております。

問（１） 本当に以前から言っていますけれども、今の高浜というのは、広報は使っても使っても問題ないというか、どんどん使うべきで、皆さんに今のシステムを知ってもらおうというのは一番の課題だと思いますので、ぜひともそういったことでお願いしたいと思います。

続きまして 113 ページ、先ほどからたびたび出ていますが、ペーパーレス会議の件なんです、逆に私は、ペーパーレス会議というのは大賛成で、タブレットのほうも導入して行ってほしいと思っております。

ただ、タブレットというのは、基本的に特性として、パソコン、ノートパソコンと違って、見ること、運ぶことというのが重点とされたものだと思います。

議会でも当然、今、検討されていますが、私たち議員というのは、割と資料をいただいて、見て、運ぶということで、その特性と合っていると思うんですが、部長さんはともかく、グループリーダーさんというのは、多分、資料をつくられたり、そういったところでタブレットというよりはノートパソコンのほうのが、見て、さらに作って、さらに直したり、という業務があると思いますので、そういったところで、二度手間にならないのかなっていうのがちょっと疑問としてありますが、いかがでしょうか。

答（総合政策） 確かにタブレット端末というと、編集だとかそういった

ものはなかなか苦手なところがございます。ですので、タブレット端末 50 台購入させていただきますので、その活用方法について、いろんなやり方、例えば、窓口に来庁された方にそういったタブレットを見せて、わかりやすく説明する、そういった活用方法も含めて、今後検討してまいりたいと考えております。

問（１） ぜひとも、タブレットを使った特性として、グループリーダーさんにも持ち運びして、外にも出て行ってもらいたいなと思っております。

それと一緒に、当然庁内のWi-Fiのほうを整備されると思います。議会のほうもまだどうなるかはわかりませんが、方向性としては、やっていく方向だと思いますが、そのWi-Fi整備、当然セキュリティの問題があると思うので、今後、議会のほうがやった場合に、同じWi-Fiを使わせてくれというのは思いませんが、もし工事するのであれば、そういった面を含めて、今後、そこも1足す1が2にならないような整備をしていてもらいたいなと思っておりますが、どのように考えているのか教えてください。

答（総合政策） Wi-Fiの整備でございます。この議場、多目的ホールのところにWi-Fiを整備する費用も、この借上料のほうに計上させていただいてございます。今後、議会さんのほうでタブレット端末を導入される際には、同様に使えるようなことを考えて、Wi-Fiの整備をしてまいりたいと考えております。

問（１） 125 ページ、証明書コンビニ交付手数料、30 万円とありますが、昨年度からこれ、コンビニ交付というのが始まったと思っておりますが、昨年度、どのような実績があつて、ことし、どのようにふやしていくかという考えがあれば、教えていただければと思っております。

答（市民窓口） 高浜市におきましては、平成 29 年 11 月 1 日からコンビニ交付を始めさせていただいております。

それから、2月1日現在になりますけれども、交付枚数といたしましては3,805枚の交付実績がありまして、件数といたしましては51件という形

で進んでおります（訂正後述あり）。

今後も、コンビニ交付を行う際の、やはりマイナンバーカードが必要と
なっておりますので、こちらのほうの普及に努めてまいりたいと思っ
ておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、2款の質疑を打ち切ります。

休憩 午前 11 時 23 分

再開 午前 11 時 31 分

3 款 民生費

委員長 質疑を行います。

問（6） 主要新規事業、11 ページ、それから予算書の 155、157 ですけ
れども、認定こども園開発造成工事負担金が 1,676 万 2,000 円計上されて
おりますけれども、この内容についてお答えください。

答（こども育成） 認定こども園開発造成工事負担金でございます。こち
ら、既にこれまでの議会でも御案内のとおり、たかとりこども園の建設を
予定しておりますが、現高取保育園の敷地及び隣にあります駐車場として
利用しておる2筆を、今後、現在決まっております、事業者さんが建設を
していくために造成をするということに対して、市が本来造成工事を実施
していくものでございますので、これを事業者さんに実施をしていただき、
負担金という形でお支払いをすることで、円滑な工事の実施につなげるこ
とを目的に計上しておるものでございます。

問（6） このところは、東海豪雨のときに全面、道路が冠水して、そ

れから通行止めになったりなんかしたことがあると思うんですけれども、まだ、それまできちんとできていないのかわかりませんが、地盤高がどれぐらいになるだとか、それから東海豪雨並の災害があったときに、園児が孤立しないかだとか、そういった保護者の迎えの対策だとか、そういったことやなんかまで考えてみえるのかどうか、ちょっとお伺いしたいですけれども。

答（こども育成） 現在、法人のほうで実施設計中という状況でございますので、詳細については、まだ私たちも把握をしておりませんが、今後、検討の中で確認をしていきたいと思っております。

問（6） ぜひこのところは、そういった災害の経験があるわけですので、そういったことも踏まえて、きちっと対応をとっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それからもう1点。今、高浜のほうやなんかは、この庁舎やなんかでもいろいろと、ほかの小学校やなんかもあれなんですけれども、いわゆる三州瓦の使用、その辺のところをぜひお願いしたい。

このあいだも三河の窯業展に行ったときに、地元がやっぱり使ってくれんという、よそにやっぱり売り込みにくいぞというようなやつがありましたので、地元の公共施設には、ぜひそういった三州瓦を載せてほしいと、そういった要望やなんかもありましたので、その辺のところはどうなっているか、ちょっとお聞かせください。

答（こども育成） 委員おっしゃられるとおり、三州瓦の活用というのは、我々も要望しておりますところで、募集の際の募集要綱の中にも、三州瓦を積極的に活用することという文言を入れさせていただいておりますので、

ただ、先ほど申し上げましたとおり、現在実施設計中でございますが、詳細な図面までは確認はしておりませんが、法人との協議の中では、瓦を使用するようなお話を伺っておりますのが現状でございます。

問（6） その際には、ぜひ三州瓦だけでなく、シャモットの利用のほ

うも、ぜひ推進していただくようお願いしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（14） 141 ページ、高齢者等生活支援事業の中の緊急通報システム保守点検等委託料でありますけれども、昨年度の当初予算に比べますと、減額となっておりますが、その理由と、最近の利用状況を確認したいと思いますので、お願いいたします。

答（福祉まると相談） 利用者の推移でございますが、年々減少傾向でありまして、平成 28 年度は 200 台、平成 29 年度は 190 台、平成 30 年度当初予算におきましては、180 台の利用を見込んでおりまして、その結果、昨年度比 41 万 7,000 円の減となっております。

利用の減少につきましては、携帯電話の普及、ほかの連絡機器を使用されるなどの影響が大きいのではないかと考えております。

問（14） 高齢者の見守りということでは効果的なツールだと思いますけれども、利用できる条件等がありましたら、教えていただきたいと思います。

答（福祉まると相談） 利用対象の条件でございますが、市内に住所を有する方で、単身のおおむね 65 歳以上のひとり暮らしの方で、疾病など身体上の理由により日常生活を営むのに支障がある方、またはシルバーハウジングに入居されている方、そのほかに、身体障害者手帳 1・2 級を受けた方のみの世帯に属する方のいずれかに該当される方が対象となっております。

問（14） 今後でありますけれども、この緊急通報システムのあり方ということ、市はどのように考えてみえるのか教えていただきたいと思います。

答（福祉まると相談） 緊急通報システムの見守りの機能には、利用者が緊急時にボタンを 1 つ押すだけで通報することができるほか、付加的なサービスとして、日常生活の会話や健康相談、オペレーターからの伺い電話などを実施することで、日ごろから安否確認や健康状態の把握を行っ

ております。

夜間帯の緊急時であっても、24時間体制で対応していただけることから、利用者の方や遠方などの家族から好評を得ております。

携帯電話も連絡ツールとしては大変有効なものではありますが、緊急時に発信しても着信に気づかないことや、日中に利用者の方が誰かと話をしてたくても、仕事をされているなどの理由により、対応できないこともございます。このような部分を補うツールとして、緊急通報システムは有効なものでありますので、今後も一人暮らし高齢者の見守りに活用していきたいと考えております。

問（14） よろしく、活用をお願いしたいと思っております。

続きまして147ページ、学習支援事業業務委託料が、昨年比べて2倍近くになっていると思っておりますけれども、この理由を教えてくださいと思っております。

答（地域福祉） 学習支援事業の御質問でございますが、現在、生活困窮者自立支援事業で実施をしております、中高生を対象としました「ステップ」と、ひとり親家庭等生活支援事業で実施しております、小学校4年生から6年生を対象としました「あすたか」の事業を一体的に実施することから、両事業を合算した予算額となっております。

なお、県におきましても、生活困窮世帯の子供の学習支援事業と、ひとり親家庭等の学習支援事業を一体的に実施することを推奨しているということから、今回1つの事業として再構築したということでございます。

問（14） 2つの事業を一体化することによって、現在、実施している事業と異なる点。あるいは、一体化することによって期待されること、その効果というもののお考えを伺いたいと思っております。

答（地域福祉） 現在の事業と異なる点でございますが、現在、実施しております「あすたか」の事業を充実していこうという予定でございます。対象者をひとり親家庭の子供に加え、生活困窮世帯の子供も対象とし、範囲を拡大して実施してまいります。

また、実施日を現在の平日の放課後の週2回から、平日の放課後週1回と、ステップの開催日であります毎週土曜日に行うこととし、夏休み、冬休みにも週3回、実施をしてまいる予定でございます。

昼食の提供も、「ステップ」と同様に実施してまいります。

期待される効果でございますが、学習支援はもちろんのこと、小学生では、生活習慣、学習習慣を整えることによって、また、中高生では、将来を描くことができるような体験活動などを行うなどしまして、子供の社会的自立に向けた支援を行う事業として、進めていくという予定でございます。

問（14） よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、認知症予防スタッフ謝礼、その下になりますけれども、90万円が計上されているようでありまますけれども、どのような取り組みなのか教えていただきたいと思ひます。

答（保健福祉） 認知症のリスクというのは、自宅に閉じこもり、不活発な生活を送ることで、急速に高まってまいります。このため、平成27年度から実施をしまして、脳と体の健康チェックにおきまして、閉じこもり傾向にあり、軽度認知障がい疑いのある方に対しまして、認知症予防スタッフによる呼びかけチームを結成し、地域資源であります健康自生地をめぐる活動を実施してまいります。

この事業は、来年度から愛知県が実施をします、愛知オレンジタウン構想の事業として位置づけられる予定でありまして、認知症予防や地域における認知症への理解を高めてまいりたいと考えております。

委員長 ほかに。

問（8） それでは135ページ、3款1項2目、社会福祉推進事業の福祉総合システム業務委託料、昨年なかったんですけれども、これ何やるものなのか、まず教えていただきたいんですけれども。

答（介護保険・障がい） 福祉総合システム業務委託料につきましては、現行導入しております福祉総合システムの更新の時期がまいりますので、

それに対する経費を計上させていただいているものでございます。

問（８） 何か、機能的に変わるんですか。

それと、もう１個聞いておきたいのは、去年もこれ関連するところ、どういうところに影響するのかわかんないんですけども、これ直したら、ほかのところまで修正とかいって、いろいろ後で補正出てきましたよね。そういうところというのは、ちゃんと押さえられているんですよ。

答（介護保険・障がい） 基本的には、現行の業者のシステムを導入するということで考えておりますので、機能的に何かが変わるのかといたら、変わるところはございません。

また、ほかのところとの連携について、別の費用が発生するのかといったようなところも、現段階ではございません。

問（８） しつこく聞きますけれども、更新の時期がきているっていうのは、要は、ハードの保守期限が切れるだとか、ソフトの保守期限が切れるだとか、機能がかわらないのであれば、そういう理由からそういうことをされるんですよ。

答（介護保険・障がい） 委員、おっしゃったとおりでございます。

問（８） 何年使われたんですか。これ、オープン系の仕組みになって、そういうのが盛んに保守期限がくるから替えてくれって、こちら、なんのメリットもないんですよ。

だから、それに合わせて何か知恵を入れて、こういう部分を変えていくだとか、新たなプラスアルファの部分、そういうことを考えて投資するっていうのはすごく理解できるんですけども、そうじゃなくて、単に置き替えてっていうのは、これはメーカー側の都合にしか聞こえないんですけども、そういうところっていうのは、メーカーさんの言いなりになっている、ひどい言い方をするとね。そういう捉え方でしか聞こえないんですけども、何かそういうところでメーカーさんとの折衝をやられているのであれば、お伺いしたいんですけども。

答（介護保険・障がい） 決して、メーカーさんの言いなりということは

ございません。ほかの業者にも、当然見積もりを取る段階でアプローチをかけておりました、今の高浜市の現状に合った、そういった仕組みであるというふうに思っております、導入をさせていただくものでございます。

問（８） ぜひお願いしたいんですけれども、当然、そういう保守の打ち切りだとかその辺は、満了に伴ってという話は出てくると思うんですけれども、それに合わせて、やっぱり今の仕組みで満足するんじゃないくて、何をどうしていきたいという、こちらが主導的にやっぱり変えていくようなところ、期限わかっているんで、そういうところは、ぜひ検討いただきたいなと思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて137ページの、3款1項2目、地域福祉活動応援事業の地域福祉活動事業費補助金、これ補助金ですから、何らかの団体にこれ、補助金を出されていると思うんですけれども、どういう団体に、どういう目的で出されているかということをお伺ひしたいんですけれども。

答（地域福祉） 地域福祉活動事業費補助金の御質問でございますが、こちらにつきましては、社会福祉協議会への補助金でございます。地域福祉を推進していく役割を担う団体ということで、その人件費等に補助金を出しているというものでございます。

問（８） 基本的にその成果というか、これだけの額を出しているんだから、こういうことやっているっていうのは、やっぱり結果報告、決算のときに多分出てくると思ひますけれども、そういうところをきちっと、やっぱり押さえていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひします。

続きまして3款1項10目、139ページなんですけれども、在宅医療連携システム使用料、これが倍増になっているんですけれども、これはどういった理由で、どういう目的が入っていてそれが増額になってきているか。利用勝手がいいんでふえてきているんだと思ひますけれども、その辺の理由を教えていただきたいんですけれども。

答（福祉まるごと相談） こちらのシステムの使用料でございますが、名古屋大学が開発しました電子@連絡帳というシステムでございます、本

市ではえん j o y ネット高浜と呼んでいるものでございます。

このシステムの運用につきましては、平成 29 年 9 月からの開始を予定していたことから、半年間の使用料を平成 29 年度当初予算として計上させていただいておりましたが、平成 30 年度は、年間を通じての運用になることから倍増させていただいたという次第でございます。

なお、使用料につきましては、月額 21 万 6,000 円ということで、同じ電子@連絡帳を導入している全ての市町村が同額となっております。

問（8） 続きまして 141 ページ、3 款 1 項 5 目、高齢者等生活支援事業のところ、配食サービスということで、ずっとやられてきているんですけども、額が減ってるということは、やっぱり民間が入ってきて、民間で利用されている方もふえてきてはいると思うんですけども、これ、始めた当初ってというのは、こういうサービスを提供する民間事業者がなくて、市のほうが高齢者が食事に困る、そういうところをカバーしてきたと思うんですけども、だんだん減ってきているということは、逆に言うと、たまたみどきっていうとおかしいですけども、民間がサービスを提供できるのであれば、そちらに移行していくべきだと思うんですけども、その辺の考え方について、ちょっとお伺いしたいんですけども。

答（福祉まるごと相談） 市が実施しております配食サービスでございますが、健康保持、安否確認を図ることを目的に実施をさせていただいております。

配食サービスの利用申請を受けますと、利用の可否や回数等を、サービス調整担当者会議というところで協議させていただくんですが、その場で利用者の本人についてしっかり把握することで、保健師や専門職による的確な助言、指導ができるようになります。

また、民間の配食サービスを御利用の場合、市で把握する情報が若干少なくなってしまうということもありまして、本人の状態もわからないままになることが多々ありますので、福祉支援が必要となった場合に、対応が遅れてしまうようなことも考えられます。

そのため、特に保健師や専門職の関与が必要と思われる方につきましては、市の配食サービスによる支援が必要になると考えてございます。

問（８） 今のお話ですと、要は市が意図的に、この方は見守りが必要だっという方にお勧めしているというふうに聞こえたんですけれども、そういう方は全て受け入れていただいているというふうに考えてよろしいんですか。

答（福祉まるごと相談） 申し込みの時点で、アセスメント、内容をしっかり把握させていただいた上で、必要に応じて見守りが特に必要だとか、あと、保健指導、住宅の中の環境等の指導等、助言が必要な方につきましては、民間というよりも市のほうのサービスを使っただきながら、保健師、専門職がかかわれる場面を多くつくっていくために考えております。

問（８） この件については、以前も要支援者の救助支援だとか、いろいろやられていると思うんですけれども、誰がターゲットで、どこまでカバーできているかっていう、そういう目線が必要だと思うんですけれども。

ただ、申し込まれた方が、一部の方だけ見守りしているっていうのが、そういうやり方、受け身のやり方ですよね。だから、見守りが必要な人、新聞配達、ガスの集金、そういうところで見えてくるっていうんだけれども、じゃあ、どういう形でカバーしているという、そこまで押さえてみえるのかどうか、その辺が知りたいんですけれども。

答（福祉まるごと相談） 委員おっしゃるとおり、多くの見守り事業があります。配食サービス以外にもシルバー人材センターや民生委員さん、あと、先ほど御答弁しました緊急通報システムがあります。いろんな見守りを重層的に行うことで、ひとり暮らしの高齢者の方が安心して生活できる、多くの目による見守りというのが重要なのかなというふうに考えております。

ほかにも、福祉活動にあんまり今まで関心がなかった方などが、担い手として地域を見守る活動に参加されるなど、お互いに支え合う地域包括ケアシステムの実現に向けた取り組みにもつながっているということから、

御理解いただきたいと思います。

問（８） 数打てば当たるというものじゃなくて、こちらが意図してコントロールできる、そういう仕組みっていうのが、やっぱり必要じゃないかなと思うんですよ。そういう意味でいうと、あれもこれもじゃなくて、これやってれば間違いない、これができない部分もここがバーする、そういう考え方というのが、あるタイミングで入ってこないと、避難訓練のときの要支援者の話じゃないですけども、じゃあ、誰が欠けているんだというところがね、見えなくなってくるんで。

そこまでやるかどうかは別にしてね、ある時期、そういうタイミングで考え方を変えていかれたほうがいいんじゃないかなと思うんで、今回こういう質問をさせていただきました。これ以上はいいです。

あと、続きまして 145 ページ、3 款 1 項 7 目、介護保険システム修正業務委託料、昨年も計上されているんですけども、これは、年度がまたがって費用が発生しているという性格のものなんでしょうか。

答（介護保険・障がい） 介護保険制度につきましては、委員も御承知のとおり、ここ数年毎年のように制度改正が行われているというところがございます。年度をまたがってというよりは、平成 30 年度の制度改正、具体的には 8 月からスタートします利用者負担割合の変更でありますとか、高額介護サービス費、こういったサービス給付費の見直しにかかる経費を計上させていただいているということがございます。

休憩 午前 11 時 56 分

再開 午後 0 時 59 分

委員長 初めに、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（市民窓口） 午前中、2款の歳出の中で、杉浦康憲委員のほうからコンビニ交付の状況について御質問がありました。その中で、交付枚数を3,805枚と申し上げましたが、こちらにつきましてはマイナンバーカードの交付枚数となりますので、訂正のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。なお、実績の51件については誤りございません。

委員長 午前中に引き続き、一般会計の歳出、3款の質疑を続けます。

問（8） 午前中に継続してで申しわけないですけれども、145ページの介護保険システム修正業務委託料。これ、システムそのものの機能は変わらないという話なんですけれども、この委託料っていうのは、どういう内容の業務の委託になるんですか。

それと、もう1点聞きたいのは、機能は変わらないんですから、パッケージでその使用料を払っていると思うんですけれども、ここの部分は、従来に比べて金額がどう変動するのかって知りたいんですけれども。普通に考えれば、下がるのかなというふうに思うんですけれども。そのところをちょっと教えていただきたいんですけれども。

答（介護保険・障がい） 委託の内容ということでございますが、法改正のパッケージシステムの金額に合わせまして、推移の作業でありますとか、カスタマイズの影響の調査、対応、検査といったようなところが内容となります。

福祉総合システムのほうと少し内容がかぶっているようなんですけれども、介護保険システムのほうについては、平成30年度の法改正に対応できるような、そういった修正を行うというものでございます。

問（8） もう1点聞いた話。要は、従来使っていたものと、今回新しく入るものの利用料、これは値段が変わるんですか。一緒。

答（介護保険・障がい） 利用料は、発生しておりません。

問（8） 買い取りっていう意味。要は、システムを改修するというのは、何かを入れるんじゃないなくて、今のものを何か手直しする、そういう内容のもので、逆に言うと全然、機能的には変わらないという意味なんですか。

答（介護保険・障がい） 委員おっしゃるとおり、機能的には変わりません。法改正に対応できるように、ソフトウェアのパッケージを入れ替えるといったこととなります。

問（８） 法改正で直していかないといけない部分というのはわかるんですけども、これ、どこかで使っているパッケージですよ。きっとカスタマイズする部分というのは、それは介護保険制度の中で、市が独自にサービスを行っている、上乘せ、横出しだとか、そういう部分のところの修正が必要になるかなという感覚なんですけれども、そういう理解でよろしいですか。

答（介護保険・障がい） どれだけカスタマイズが発生するのかっていうところまでは、今後の調査、作業等を踏まえて、判断をしていくということになりますけれども、直接的にその上乘せ、横出しが、今回のそのシステム改修に影響をしているとは思っておりません。

問（８） なんとなくわかりました。なんとなく。詳しいことは見ないとわからないで、入っていかないとわからないので、これ以上はここではやりません。

続きまして 145 ページの同じく介護保険施設整備事業というのは、これは一体何なんですか。要は、施設整備になるんで、どういうところを触っていくのかなっていうのは、逆に言うと、その公共施設の絡みとどういふふう絡んでくるのかわからないんで、ちょっとその辺のところを教えてくださいなと思いますけれども。

答（介護保険・障がい） この介護保険施設につきましては、湯山町にありますアサヒサンクリーン高浜ケアハウスになります。平成 16 年に、PFI の方式によって整備をされた施設でございます。

修繕の内容といたしましては、雨漏り等が発生をしてきているというようなこと。また、整備から 14 年余りが経過するというところで、修繕料を計上させていただいております。

問（８） PFI ですから、うちのいつている公共施設には入っていない

んだらうと思いますけれども、そういう理解でよろしいんですよね。

答（介護保険・障がい） P F I と言いつつも、行政財産になりますので、公共施設あり方計画の中では、対象施設として挙がっております。

計画の中では、保全取り組み対象施設として位置づけられております。

問（８） 全体で見ていただければよろしいんで、そういう形で管理していただければいいのかなと思います。

続きまして、先ほど 14 番委員が質問されていましたがけれども、生活困窮者、147 ページ、3 款 1 項 8 目の学習支援事業業務委託料。これっていうのは、これを受ける条件というのをまず教えていただきたいんですけども、みんながみんな対象じゃないですよ。

答（地域福祉） 生活困窮世帯ということで対象者をお話させていただければ、生活保護世帯であったり、就学援助を受けておられる世帯であったり、また、生活保護に陥るおそれがある者を対象とさせていただいております。

問（８） これ始められて、まだ 2 年目になると思うんですけども、要は、よくわからないのがこのやり方、この方法論が、本当にこれに合っているかどうかっていうのは、例えば、この子たちが進学がどういう状況になるだとか、その辺のところなんか見ていくんだらうと思うんですけども、成果指標って何か持ってみえるんですか。

答（地域福祉） この学習支援事業というものは、未来への投資というところでもありますので、成果をどのように測っていくかっていうところは、非常に悩ましいところだと思っておりますが、例えば、今回の事業費につきましては 1,500 万円強ございますが、市の持ち出しの部分、一般財源としましては、600 万円弱でございます。

生活保護に陥った場合の 1 世帯当たりの市の損失が 300 万円というふうな推計されておりますので、そういったことを考えますと、2 世帯分の費用に当たるのかなと。そこを念頭に置きまして、この学習支援事業を受けている子供たちが貧困の連鎖を防ぎまして、就職につながっていくという

ところが、私ども成果であろうなというふうに思っております。

平成 30 年度以降に、この学習支援事業を受けた子供たちが高校を卒業していくという場面を迎えます。この子供たちが就職につながったと、貧困の連鎖につながらなかったという件数が何件あったのかというところを、お示ししていきたいというふうに考えております。

問（８） 成果はそれでいいんですけれども、現状、調査されていますよね。要は、今こうなっていて、これをやったことによってこう変わるっていうのが、これが成果ですよ。そういう面でいうと、今があって、これを行った成果っていうのはプラスアルファの部分、そういう押さえられ方して、やっていただけるというふうに考えてよろしいですよ。

答（地域福祉） それぞれのところに段階があると思います。例えば、中学校から高校に上がる時。このときに何人進学、平成 28 年度の場合、9 人中 3 の参加されていた子供たちのうち、8 人が希望するところへ進学できた。残り 1 名の方は、最初から就職を希望しておいたところで、就職につながって、今も就職をされておるというところで、それぞれの段階のところで、成果を測っていきたいというふうに考えております。

問（８） あくまで、今に対してよくなったという捉え方をやっぱりしていかないと、この事業というのはどういう形で、結果を出しているというのがわからないので、その辺のところをしっかりと押さえておいていただきたいと思っております。

続きまして、同じく 167 ページ、3 款 3 項 2 目、生活保護のところなんですけれども、扶助費がこれ、ふえていますよね。そういう面でいうと、対象者がふえているのか、何なのかよくわかりませんが、その辺の状況をまず、生活保護の対象者が今年度に比べてどうなるというふうに読んでいるのか、まず教えていただきたいと思っております。

答（地域福祉） 平成 29 年度の当初予算の見込みにつきましては、年平均で 129 世帯、193 人という見込みでございました。平成 30 年度の当初予算におきましては、年平均で 144 世帯、208 人を見込んでおります。

問（８） それっていうのは、支給する話なんですけれども、以前もこの方たちに就労支援ということをやられていたと思うんです。要は、ここの部分で生活扶助を受ける方をいかに減らすかっていうこともすごく大事だと思うんで、その辺の方策、先ほどの学習支援もそれにつながってくると思うんですけれども、そういうところがあれば教えていただきたいんですけれども。

答（地域福祉） 生活保護から脱却できることを支援していくということは、重要だというふうに考えております。その中で、必要な資力は活用していただきたいということもありまして、就労支援員による就労相談を行っているところでございます。これによりまして、増収ができたという世帯や、保護の廃止に至ったケースというものもあるというところでございます。

問（８） 今、世の中っていうのは、人手不足で就職しやすい状況だっていうのは、これはみんなそういう認識を持ってみえると思うんですよ。このタイミングで力を入れてあげないと、不況に陥ったら、なおさらそれ、仕事につくってっていうのは難しくなるんで。このタイミングを逃すと、なかなかこれ、改善する余地がなくなってくると思うんで、何かそういうことって、やっぱり考えてみえるんですか。

答（地域福祉） 委員御指摘のとおり、この機会がチャンスと捉えております。したがって、就労相談等も強化して行っているというところでございますが、私ども一つ悩ましい点が1点ございまして、この平成29年4月から9月まで申請をされた方が12名ほどおみえになりますが、そのうちの半数以上の7名の方が、60歳以上の方で、高齢の方でなかなか就労が難しいと。例えば、シルバー人材センターに登録したんだけど、なかなか働き口がないといったような困難なケースもあるというところで、鋭意努力をして、就労に結びつけようということを行っておるんですが、なかなか難しいケースも発生しているという状況でございます。

問（８） 難しい、要は、障がいのある方ですとか、難しい方を何とかっ

ていうのは、非常に労力もかかるし、大変なことだと思いますけれども。12人申し込みがあって、7名がそういう方だっておっしゃってみえましたが、やっぱり残りの方のところをどうするというふうに考えたほうが、そっちのほうが早く、やっているほうもやりがいが出てくるし、そういうふうに考えるべきだと思うんですけれども。

この方たちも切り捨てるわけじゃないですけれども、力を入れるところは、やっぱり選択と集中じゃないですけれども、強短つけてやっぱりやっついていかないと、なかなか成果というのは見えてこないと思いますけれども。その辺のところをお願いしたいんですけれども。

答（地域福祉） 今、委員がおっしゃったとおり、5名の方は就労につながるだろうなということで、7名の方が就労になかなか結びつかないので、保護に至るんだらうなというところで、予算のほうの算定をしておるといところでございます。

したがいまして、おおむね24名の方が新規に生活保護を受給することになって、9名の方が廃止になるだろうという試算で、15名、15世帯を30年度、増加するというような予算計上をしておるといところでございます。

意（8） 何か見える形でね、そちらの努力をやっているのはわかるんで、そういうことがわかるように、単にこの金額だけじゃなくて、何かそういうことが、わかるような形でやっぱり示していただけると、頑張ってみえるなというのがこちらもわかるし、そういうところの相手に伝える努力っていうのは、ちょっとやっぱり示せるようにしていただきたいんですけれども。これは希望ですから、よろしくお願いします。

委員長 ほかに。

問（16） 139ページ、あおみJセンターの精神障がい者の方の作業所ですけれども、平成7年にたしか、碧南と高浜で共同で立ち上げたという経緯があるかと思いますが、この登録者の人数につきまして教えていただきたいと思います。

答（介護保険・障がい） あおみJセンターの現在の利用の人数ということでございますが、登録者が29名で、うち高浜が9名、残り20名が碧南市でございます。

問（16） 男女別とか年齢とかは。それからここは、定員というのは何名になっていますでしょうか。

答（介護保険・障がい） 定員は20名というふうになっておりますが、それを超えて受け入れをされているという状況でございます。

問（16） 男女別とかわかりますか。

答（介護保険・障がい） 詳細は持っておりませんが、男性の方が7割程度だったと思います。

問（16） それで今、手狭だったものですから、碧南市が広いところに移すということで、今、北新川の近くの、かなり広いところで快適な環境になったかと思えますけれども、作業内容ですとか、今、賃金はどれくらいになっているのかお願いします。

答（介護保険・障がい） 作業の内容といたしましては、場所が広がったからといって、変わっているわけではございません。例えば、ゴムのバリ取りでありますとか、幼児雑誌の付録づくり、雑巾づくりやゴム手袋の袋詰め。それから、廃油石けんといったような活動も、自主製品としてされております。

賃金につきましては、月1万5,000円程度だったと思います。

問（16） 賃金が上がらないということで、ここへ通うだけでも結構、電車で通われる方もいらっしゃると思いますので。賃金面で時々こぼしていらっしゃるけれども、精神障がい者の方の唯一の作業所でもありますので、またいろんな面でサポートできるようなことがありましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから147ページ、自立相談支援事業等業務委託料の中身について。

それから、就労準備支援事業業務委託料、これがかなり額が減額になっていますけれどもこの内容につきまして、お伺ひいたします。

答（地域福祉） まず最初に、自立相談支援事業等業務委託料につきましては、生活困窮者のための相談事業を行っておるものでございます。社会福祉協議会に委託しておりまして、主任相談員、相談員、家計相談員の方の人件費に係る費用となっております。

就労準備支援事業業務委託料が減額になっておるといふところの御質問でございますが、実は対象者の方が少なく、29年度は1名の方の利用だといふところで、実情に合わせまして、1名分の予算の計上をさせていただいておるといふところでございます。

問（16） 自立相談支援事業ですけれども、これの実績だとか、取り組み状況についてお伺いいたします。

答（地域福祉） 自立相談支援事業の実績、取り組みということでございますが、今年度の実績、1月までの実績を申し上げますと、新規の相談という方が109件。これは面接によるものもありますし、電話の相談を含めてということではありますが、例年と同じような状況で、生活に困っておられる方の相談が、毎年これぐらいあるといふところでございます。

委員長 ほかに。

問（1） 153 ページなんですけど、3款2項2目の高浜市立幼稚園及び保育所移管事業者選定委員会委員謝礼とありますが、これは何のための委員会で、どのような委員さんが何人、何回程度の会議を予定されているのかお聞かせください。

答（こども育成） 高浜市立幼稚園及び保育所移管事業者選定委員会についてお答えいたします。平成32年度を目指し、高浜幼稚園の民営化及び認定こども園化を計画しておりますので、この移管事業者を平成30年度中に募集をしたいと考えております。本委員会は、この移管事業者選定のための委員会としております。本委員会は、既に高取幼稚園・保育園の移管事業者選定のために、平成29年3月に設置をしております。

委員は、学識経験者2名、副市長、教育長、指導保育士の計5名となっております。募集から選定までに3回程度の会議を予定をしております。

れども、平成 30 年度中に事業者選定ができるよう、今後具体的なスケジュールの調整を進めてまいりたいと考えております。

問（１） 高取もやっていますけれども、まだまだ待機児童等、対策が必要だと思いますので、計画の遂行をお願いいたします。

続きまして 155 ページ、３款 ２項 ２目の保育園耐力度調査業務委託料がありますが、こちらは、どこの保育園を調査する予定なのか、また、その調査後というのはどのような計画をされているのか教えてください。

答（こども育成） 保育園耐力度調査業務委託料についてお答えいたします。高取保育園の民営化後、公立保育園は吉浜北部保育園 1 園となりますので、吉浜北部保育園の調査を実施するという予定をしております。高浜市内の園での保育の質の向上を図るためにも、公立保育園の維持は必要であると考えておりますので、今後も吉浜北部保育園が適切に運営できるように調査をしてまいりたいと考えております。

吉浜北部保育園は、昭和 52 年建築の R C 造の建物でございます。今の園舎の大規模改修をして、長寿命化を図ることが適切なのかどうかを判断していくためにも、まずは、園舎の耐力度調査を実施することといたしました。この結果を踏まえまして、今後、吉浜北部保育園の大規模改修等の方法を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

問（１） 続きまして、159 ページなんですけど、３款 ２項 ３目、家庭的保育推進事業がありますが、12 月の一般質問で、平成 30 年度の待機児童対策として家庭的保育の増設が検討されているという答弁があったと思いますが、予算があまり反映されていないようなんですけど、どのようなことなんでしょうか、教えていただければと思います。

答（こども育成） 家庭的保育推進事業についてお答えいたします。12 月議会の 8 番議員と 14 番議員の一般質問で答弁いたしましたとおり、市内で家庭的保育事業を運営する法人と増設の協議をしてまいりました。

いずれの法人も残念ながら、保育人材の確保が一番課題と認識をされて

おる中で、確保ができれば実施をしていただけるんだらうと考えておりましたが、保育園の現場においても、かなり人材確保が厳しい状況でありますことから、現時点では4月の開設のめどは、ちょっと立たないというような状況でございます。引き続き協議をしていく中で、増設のめどが立ち次第、認可の手続きを進めていただくとともに、実施費用につきましては補正予算をお願いしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いをいたします。

問（1） ハードのいない家庭的保育というのは、色々とバッファー的に必要だと思っておりますので、ぜひとも、今後ともよろしく申し上げます。

引き続きまして、159 ページの3款2項3目、家庭支援費の中で、東海会館管理事業費がなくなっていますが、どういったことなのでしょう、お聞かせください。

答（こども育成） 東海会館管理事業について、お答えいたします。平成28年6月に田戸町三丁目に高浜市社会福祉協議会が運営する、地域共生型福祉施設「あっぽ」が開設をされました。「あっぽ」には、地域の方が気軽に利用できる地域交流スペースが設けられております。会議等にも利用できる多目的広場「あっぽの広場」を地域の皆さんが利用されるようになりまして、以前から利用が少なかった東海会館の利用がさらに減少しているというのが、現状でございます。

このため、これまで併設をされておりました東海児童センターの休館日には、高浜市総合サービスに委託をして、貸館対応していただいておりますが、平成30年度からは、休館日や開館時間を東海児童センターと合わせることで、効率的に運営をし、業務委託を廃止することといたしましたので、東海会館自体が廃止になったということではございません。いたしまして東海会館管理事業は、児童センター事業と統合という形をとらせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

問（1） 同じく163 ページで、3款2項3目、家庭支援費の、子ども・子育て会議運営事業がありますが、高浜市子ども・子育て支援事業計画は、

平成 27 年度から 31 年度の 5 カ年計画であったと思いますが、今後、計画の見直しが予定されているとは思いますが、平成 30 年度においても、その計画の見直しというのは、予算としても考えられているのか、教えていただければと思います。

答（こども育成） 子ども・子育て支援事業計画の見直しについてお答えいたします。平成 32 年度以降の、次期計画の策定の時期を迎えてきております。現在の計画を策定する際には、国からニーズ調査の実施を含めた指針が示されておりまして、当時、指針に沿ったニーズ調査を実施して、策定を行ったところでございます。

しかしながら、現時点で国から次期計画の策定に関する指針というのがまだ示されていないという状況でございます。したがって、次期計画の策定に当たり、まだニーズ調査が必要なのか、どのように計画を策定していくのかという指針が今後示されましたら、必要な予算がその中で判明してまいりましたところで、必要であれば補正予算をお願いをしてまいりたいと考えております。今回はまだ、この費用の中には含まれておりませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長 ほかに。

問（12） 141 ページをお願いします。社会福祉費の 7、軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業、9 万 8,000 円出ていますが、今、市内ではこういう方がどれぐらいみえるのか、わかったら教えてください。

答（介護保険・障がい） 人数ということですが、10 名程度と把握をしております。

問（12） まだ 1 年になっていない方なんですけど、耳の中の神経はあるんですけども、その内耳のところの音を拾う、要するに、音を拾うところが機能不全といいますか、機能がないということで、今、まだ小さいんですけども、人工内耳を入れてみえるんですけど、大きくなってくるとそれを取り替えなきゃいけないということで、こういう費用については、どのように助成していただけるのかどうか、ちょっとそこをお示しいただきた

い。

答（介護保険・障がい） 詳しいことは、また相談に来ていただければいいと思いますが、今のところ、人工内耳についての補助は、市ではありません。

問（12） 人工内耳の補助はしていないというお話ですが、この入れたときは、たしか助成していただいたと思うんですが。一度、相談に行くように。

次に 143 ページの、3 の元気高齢者応援事業のうちで、工事請負費の中に、ものづくり工房原状復旧工事費というのが 348 万 7,000 円計上されていますが、これはどういう工事費なんでしょうか。

答（生涯現役まちづくり） 公共施設の複合化に伴いまして、来年度末をもちまして、ものづくり工房あかおにどんにつきましては、高浜小学校の中へ機能移転をいたします。

したがいまして、来年度末には大家さんのほうにこの建物をお返りする必要がありますので、お借りした際の前状に戻しまして、それでオーナーさんにお返しをするというための工事費でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 資料をいただいているので、資料の 11 ですが、私立育園の中で、ひかりこども園が、人件費っていうのは約 7 割とか 8 割とか、運営費の中で人件費がかかっているということを保育園やなんかはいつも言われるんですが、ひかりこども園が 59.91%、非常に低いんですが、これはなぜか、ちょっとお示しいただきたいと思います。

答（こども育成） 資料 11 の人件費の関係でございます。こちらにつきましては、それぞれの法人の給与規定で給与が規定されておりますので、その規定によって人件費は算定していただいていると理解をしております。

ほかの法人の園と比べられる中で、それぞれ法人によって含まれている人件費の範囲が、若干差異がございます。詳細まで我々もまだ分析ができておりませんが、それぞれの規定によるもので差があります。そ

れから含める人件費。例えば給食業務も委託しているとか、直接、調理員を雇用している。それぞれやり方がありますので、そういったところでも差異があるものと理解しております。

問（12） どういうことで、こういう数字が出ているかわからないというお話ですが、保育園の場合は、本当に人件費がほとんど占めているというのが、大体通説というか、言われているんですが、あまりにも低いと思いますので、もし職員の方たちが低い給与で働いているとしたら、それも大変問題だと思いますので、ぜひ、そういう点では指導ができないかもしれませんが、こういう話もあったということは、ぜひ伝えていただきたいと思います。

それから、民間園で今、職員の平均年齢がどれぐらいなのか。

それから、定員数が、今度はたかとりこども園ができるわけですが、何名ぐらいの定員数でやられるのかお示してください。

答（こども育成） 職員の平均年齢につきましては、各園のちょっと詳細な資料まで持ち合わせてございませんので、この場でお答えができません。

たかとりの定員につきましては、現在、いただいております清心会からの応募資料の中では、保育園につきましては、現状の保育園の定員に0歳児をふやしていただくということ。

それから幼稚園につきましては、現在、受け入れている園児につきましては、引き続き31年度以降も受け入れができるような協議をしておりますが、現在、設計の段階ということで、決まりましたら報告させていただきます。

問（12） 具体的に、その何名ということじゃなくてもいいんですが、保育園が約何名ぐらいで、幼稚園が何名ぐらいっていう数字は、出てはいないんですか。

答（こども育成） 現状の協議の中では、全体で200名ぐらいというところで調整をしております。

問（12） 幼稚園と保育園合わせて200名ぐらいということですね。

それと、学童保育が学校のそばというか、この幼保園も学校の周りにできてくるわけですが、学童保育は一緒につくる考えはなかったのかどうか、そこをお示してください。

答（こども育成） 高取学区の児童クラブの件と理解をして、答弁いたします。現在、高取学区については、高取小学校内の高取児童クラブ、それから全世代学習館の中で実施をしていただいております学習館児童クラブの2クラブで十分充足されておりますので、今回のこども園化に当たって設置をする考えはございません。

問（12） じゃあ、変わります。165 ページ、生活保護の関係ですが、167 ページで先ほどもちょっと出ましたが、非常に年齢も高くて、生活保護を申し込んでこられる方たちが多いという話なんです。2013 年からの3年間で、約1割の基準の引き下げがありまして、全国の29 都道府県で955 人が訴訟を起こしているという時期なんです。また今度、基準が下げられまして、大変、生活保護の方たちが厳しくなっているってことなんです。減額された方たちの補足っていうか、部分については、何か考えがあるんでしょうか、どのようにするのか。

答（地域福祉） あくまでも生活保護というものは、国の制度で、制度にのっとって行っていくものというふうに考えておりますので、市で何か行っていくという考えはございません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、3 款の質疑を打ち切ります。

4 款 衛生費

委員長 質疑を行います。

問（9） 予算書の173ページ、医療対策推進費の地域医療振興事業についてお聞きします。この中で新たに、災害時備蓄品管理業務委託料として202万7,000円が計上されていますが、この内容についてお願いいたします。

答（保健福祉） 大規模災害の発生に備えまして、医療救護所において活動していただくために必要な薬剤及び医療材料を購入しまして、速やかな救護活動につなげるためのものです。

医師会の先生方にも御相談申し上げまして、救護所に必要な薬剤及び医療材料の選定も終わっております。また、薬剤には使用期限があることに加えまして、保存にも気を使う必要がありますので、適正に管理をし、必要時、速やかに医療救護所へ配置できるよう、委託を行うものでございます。

なお、医療救護所となる高中及び南中の保健室は、スペース的にも、また適正管理についても課題が多いことから、保管した医薬品等については、運び込むことといたしております。

問（9） 今の答弁の中で、薬剤等やなんかで、使用期限があるということなんですけれども、大体、いろんな物によっても違うと思いますけれども、何年くらいですか。

答（保健福祉） 薬剤等につきましては、おおむね3年から5年程度の保存期限でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 173ページ、今、救急医療の話が出ました。その前のところに扶助費がありまして、産婦健康診査費が310万円計上されています。これまでも、産婦健診を行ってきて、どれくらいの方の利用だとか、今度1回ふやすことの説明が出ていますが、その要望なんかはどのように出ているのか、お示してください。

答（保健福祉） 委員御指摘のとおり、産婦健診を今年度は1回から、来年度2回にするということございまして、今回310万円の予算を計上さ

せていただいておりますが、1回当たりの健診費がおおむね5,000円ということで、今回620回分を見込ませていただいております。

問(12) とってもいいことだと思うんですが、お母さん方から、そういう要望が何か出ているのかどうか、そのあたりをお聞きします。

答(福祉部) お答えをさせていただきます。今回の産婦健診を2回にしたというのは、これは保護者からの要望というよりも、国が制度としてつくっていった、それに乗っかって私どもも実施をしていくというものでございますので、よろしく申し上げます。

問(12) 救急医療事業に移ります。補助金の中で、病院事業運営費補助金が1億6,310万円。病院施設設備整備費補助金4,175万6,000円。約2億円が出ているんですが、この費用は、この施設設備整備費補助金というのは、ちょっとどういう補助金だったのか、お示してください。

答(保健福祉) 4,175万6,000円の内容でございますけれども、まずは高度医療機器等の補助事業ということで、医療機器、それから情報システムの購入経費の3分の1以内の補助で、こちらが3,000万円でございます。

それから、施設の大規模改修事業補助金といたしまして、高浜分院の電気設備、空調設備などの延命化を図るための費用といたしまして事業費の7割相当額、1,175万6,000円を支援させていただくものでございます。

問(12) そうしますと、その3,000万円というのに関係しまして、要するに高度医療機器っていうんですか、そういうのについては、高浜分院に設置してあるっていうことなのか、本院にあるっていうことなのか、どちらなんでしょうか。

答(保健福祉) 高度医療機器等の財政支援3,000万円につきましては、これは医療法人豊田会に対しての財政支援でございますので、本院の機器であっても分院で使う機器であっても、どちらでもOKというような形にしております。

問(12) 一番最初の3年間の補助金を決めたときに、本院でも分院でもどちらでもいいというような決め方だったのでしょうか、申し上げます。

答（保健福祉） 当初、民営化をした際に、医療法人豊田会と結びました協定書の中に、高浜市からの財政支援は、刈谷豊田総合病院高浜分院にかかるものと、医療法人豊田会にかかるものという形で、分けさせていただいております。

高度医療機器につきましては、当初より医療法人豊田会に対して財政支援をするという形で協定を結んでおります。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、4款の質疑を打ち切ります。

休憩 午後1時50分

再開 午後1時58分

5款 労働費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、5款の質疑を打ち切ります。

6款 農林水産業費

委員長 質疑を行います。

問（14） 183 ページ、負担金、明治用水中井筋改修事業等負担金があり

ますけれども、おおむね 29 年度で明治用水中井筋の工事は終わっていると聞いておりますけれども、30 年度に向かっているのか、その終了するのか、ちょっと確認と。この改修工事は、蛇抜橋の下というんですか、下流側の遊歩道の整備の事業費なのか、この事業の内容を少しお聞かせ願いたいと思います。

答（地域産業） 中井筋改修事業等負担金につきましては、上流部分の安城の工事箇所は平成 30 年度を予定しております、そちらは受益者負担割りの形での負担金が発生しますので、その部分を負担するものとなっております。

現在、工事を行っております名鉄部分の工事につきましては、平成 29 年度 3 月末をもって完了する予定でございますが、市道蛇抜橋につきましては、復旧作業をまた 30 年度に行う予定がございますので、まだ 30 年度、一旦通行止めのほうは解除いたしますが、また安城地域での工事に合わせて、また一時、復旧作業を行う予定だということ、西三河農林事務所のほうから聞いております。また、詳細につきましては、情報が入り次第アナウンスさせていただきたいと思っております（訂正後述あり）。

意（14） では、そのアナウンスを、また町内会や何かでお示しいただいて、やっとなれますよというような通知を、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかに。

問（12） 183 ページの 3 のところに、経営所得安定対策推進事業、これの補助金が 37 万 3,000 円と計上されておりますが、これはどういう費用なのかということと。

それから 185 ページの 2 で、排水路樋門維持管理事業が載っています。これ新規事業でも載っていますが、これを直して、更新してというか、かなり良くなるだろうとは思いますが、どのように変わるのか。

それから財源内訳が、その他が 6,300 万円となっているんですが、その他というのはどういうことなのかお示してください。

答（地域産業） 経営所得安定対策推進事業費補助金につきましては、平成 25 年度から国庫補助金として経営所得安定対策推進事業費事務費補助金が市を経由する形で地域農業再生協議会に振り込みが変更されたことにより、市を経由して振り込みがされるものでございます。

また、次に御質問のありました樋門事業につきましては、こちら土地改良施設の維持管理適正化事業、そして服部排水機の更新を行うものでございまして、こちら排水機がかなり古い施設となっている中で、壊れてしまったら修理する部品がないという形の中で、更新を行うものでございます。

特に芳川地域の大雨が降ったときに浸水等の懸念もあることから、ポンプ場を更新することによって、そのような浸水被害を発生しないように防ぐために、更新するものでございます。

また、財源内訳につきましては、6,300 万円がその他で上っている理由でございしますが、こちら、実は積立金を市のほうが 5 年間積み立てをしております、市が工事費の 30%相当を積み立てをするとそれに合わせて、国、県の補助金が 30%ずつ入りまして、愛知県土地改良事業団体連合会を通じて、市のほうに 90%の補助金として入ってきますので、国、県の補助というより、その他の収入として受け入れをします、その他として計上をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、6 款の質疑を打ち切ります。

7 款 商工費

委員長 質疑を行います。

問（6） それでは予算書の 189 ページ、産業経済活性化事業の中で、造成事業関連委託料が 97 万 1,000 円。それから、造成事業関連工事費が 333

万 4,000 円。それから、企業誘致等に関する奨励金が 433 万円計上されておりますけれども、それぞれこれの内容をお答えください。

答（企業支援） それでは、お答えいたします。まず、造成事業関連委託料でございますが、こちらにつきましては、愛知県企業庁が実施しております豊田町地区の造成工事に関する委託料でございます。造成工事におきまして、農業用水の付け替えを行っております。このたび造成工事に伴いまして、開発区域の外に敷設されました農業用水の土地の測量及び土地の分筆を行う費用でございます。なお、地区内の農業用水の土地の分割だとか、測量につきましては、愛知県企業庁が実施されます。

次に造成事業関連工事費でございますが、こちらにつきましても同様に、企業庁が実施をしております豊田町地区の造成工事に関する工事費でございます。豊田町地区の調整池から稗田川までの間の約 58 メートル、この間の排水路の断面が不足していることから、このたび改修工事を行うための費用でございます。

あと最後に、企業誘致の奨励金の御質問でございますけれども、こちらにつきましては、企業誘致の促進及び設備等の充実を図るとともに、市民の雇用機会の拡大を目的として、一定の要件を満たした企業の設備投資に対して奨励金を交付する制度でございます。来年度におきましては 3 社の企業に、工場の増設に伴う奨励金の交付を予定しております。

問（6） 今、3社という話がありましたが、これは豊田町じゃなくて、小池町のところなんですか。

答（企業支援） こちらのほうの奨励金につきましては、実は、市内の 4 つの用途地域、工業専用地域、工業地域、あと準工業地域、あと許可を得た調整区域で、新たに工場を立地する、設備投資をする企業に対して奨励金を交付するものでございます。

よって、今、委員のほうからお話がございました豊田町、小池町の企業ではございません。

委員長 ほかに。

問（12） 189 ページの 2、地域産業振興事業の中で補助金、中小企業振興対策事業補助金 249 万 7,000 円と、三州瓦屋根工事奨励補助金 1,200 万円が計上されています。

昨年、中小企業振興対策事業が 500 万円であったのが、屋根工事のほうは昨年 1,500 万円ありましたが、減額されているんですが、これはどうしてか、お示してください。

答（地域産業） 中小企業振興対策事業補助金につきましては、こちらは特に昨年度と予算額は大きく増減はしてはいないです。こちら、いわゆる愛知県鬼瓦技能強化認定協議会や愛知県陶器瓦工業組合に対して、その事業に対し一定の額を補助するものでございます。

三州瓦奨励補助金につきましては、補助の実績額に合わせた形での補助金額の計上をさせていただいております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、7 款の質疑を打ち切ります。

8 款 土木費

委員長 質疑を行います。

問（9） 主要・新規の 17 ページ、予算書の 195 ページ、この部分で今年度、市道港線の関係で町内会の理事会において説明していただき、あと、私が議員になって最初ぐらいの年で、そのときは港線に関連する地権者に対して説明があったわけですけれども、今年度は、理事会において説明されて、その関係の今回の工事部分に限らず、それ以外の地権者についても個々に説明をされるということがその場でもあったんですけれども、状況的なものをお聞かせ願いたいと思います。

答（都市整備） 港線の今年度の工事につきましては、まず、ちょうど橋を渡ってすぐの区間を今回、工事費として上げておるんですが、こちらのほうは用地買収は終わっておりますので、工事の前に一旦、回覧という形で、町内会の方には工事しますよというお知らせを、PRするというふうに考えております。

残りの今年度用地買収を予定しております2件の方につきましては、この予算を御可決いただいた後、予定を一旦、お話に行くということを考えております。

残っております方ですが、ちょうど、この橋を渡ってのすぐのところは、一応個別に小さい土地の方2名と、あと市外の方ですので、そういった方は、個別に対応しようと考えております。あと、今年度用地買収する交差点の部分につきましては、前回、12月ぐらいに一度お伺いしているんですが、再度もう一度、お話に行こうと考えております。個別の方法で考えております。

問（9） 実際、この市道港線の工事、特に横浜橋から南の部分に対しては、最初、事前調査をやられたときとは大分状況が変わってきていまして、大きなトラックはそれほど入ってはいないんですけれども、周りに建売り等が早い勢いでできてきて、小さい子供さん、当然もともと通学路ではあったものですから、その通行が、朝よりは帰りのほうが子供さんたちがばらばらと通行してみえるのが結構あって、危ない状況になっているものですから、早く進めていただきたいということで。

今年度は、1億796万円という大きな事業費が出ているんですけれども、この2、3年みると、県の補助金を受けて工事をやられてはいるんですが、国のそういう補助金がなかなか申請が難しいのかわからないんですけれども、受けていない状況に見えるんですけれども、その辺の、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

答（都市整備） 港線の事業で、当初2つの区間を同時に進めました。橋を渡ってすぐのところとだるま窯の部分ということで。橋を渡ってすぐの

ところは愛知県の補助金。だるま窯のところにつきましては、国の国庫補助をいただいております。

国庫補助につきましては、事業計画の目標を厳しく問われておりました、5年以内に工事までやれる区間を交差点から交差点までやってほしいというような形もございまして、なかなか、その事業費が5年でやるとなるとすごく高額になるものですから、国庫補助のほうは一旦だるま窯のほうをやって、休止ということを考えております。

残りにつきましては、愛知県の補助金になっておりました、愛知県の補助金も比較的厳しいことは言われておるんですが、事業の継続という形では、補助のほうをいただけるという形になっておりますので、愛知県の補助金のほうを使って事業のほうを進めると。

あと、特に今回、物件補償等が、先行して高浜市の土地開発公社で行っている関係で、後での買い戻しになってしまうものですから、しばらくは、愛知県の補助金のほうで事業を進めていくということを考えております。
委員長 ほかに。

問（6） それでは予算書の203ページ、公営住宅管理事業。そのところで、湯山住宅排管修繕工事設計業務委託料が139万4,000円。それから、湯山住宅の排管の修繕工事費が5,569万7,000円計上されておりますけれども、これは、新規事業のほうを見ますと、排管のライニングコーティングをし、取り換え工事を行うことなく管の長寿命化を図る工事及びこれにかかる設計業務委託ということが書いてありますけれども、かなり、あそここのところの湯山住宅も昭和57年前後につくっておりますので、耐用年数もかなり進んでおるわけですね。

そうしますと排水管のほうも、排管のほうも、かなり弱くなってきているんじゃないかと思うんですけれども、ライニングをして、管が圧力に耐えられなくて、取り替え工事が発生するとなると、さらに費用やなんかかかる心配もあるので、調査委託をして、排管のつなぎ目や排管の強度の状況を詳しく調べてから工事をしたほうが良いのではないかと思います。

ますけれども、その辺の見解はいかがでしょうか。

答（市民生活） 御質問の、排水管の調査をしてからという御指示だと思いますけれども、見積りを取る段階で一度、地下の排水管の状況を確認をいただいております。

その状況によりますと、汚水のほうは、管としてはまだ十分いけるということで、この排水、雑排水のほう、こちらのほうが非常に悪い状態になっておるものですから、今回こういった形で改修費用を上げさせていただいておるという状況になっております。

問（6） 続きまして、205 ページの建築総務事業の空家等対策計画策定支援業務委託、主要・新規でいきますと 24 ページ、予算書でいきますと 205 ページですけれども、このところで、町内会からの情報をもとに、職員が手分けして市内の状況を調査しているという説明があったと思いますけれども、その後、現状把握をして必要な対策をとってきたと思いますけれども、市内に何軒空き家があるのか、その調べた状況と対策を教えてくださいたいと思います。

答（都市防災） 市内の空き家の状況に関する御質問かと思いますが、今、委員がおっしゃられたとおり、以前は市の職員で市内を回りまして、調査を行いました。

しかしながら、狭隘道路ですとか、なかなか市内全域を調査するのは限界があるということで、平成 29 年度でございますが、委託という形で、民間の事業者調査をお願いしております。その結果、295 軒ということで報告を受けております。

委員長 ほかに。

問（12） 196 ページの 3 項、河川費で、治水砂防事業、この鮫川の準用河川改修調査設計業務委託料だと思うんですが、今までにも調査をやってきてはいると思うんですが、今回、どこに委託をするのか、わかったらお示してください。

それから 201 ページの 5 項、都市計画費で、名浜道路推進協議会負担金

が出ています。これ、どういう今工事をやっているのか、これは必要ないんではないかと思うんですが、その点と。

それから、衣浦大橋整備促進期成同盟会負担金 4 万 4,000 円。昨年が 5 万円になっているんですが、これ、どういう内容なのかお示してください。

答(都市整備) 1 問目の準用河川改修調査設計業務委託でございますが、今、委員がおっしゃられたとおり、鮫川の調査設計業務で、一昨年、基本設計を行いました。本年度、愛知県にて稗田川と鮫川の合流点の詳細設計の見直しが行われました。それを受けて来年度は、鮫川の合流を愛知県に合わせた形で、鮫川を改修していくというような、用地測量や詳細設計を進めるのが、この委託でございます。どこへ委託されるかというのは、これは入札になりますので、入札の結果になるかとは思いますが。

2 点目の名浜道路でございます。名浜道路につきましては、この道路は、東三河から衣浦、知多半島を經由し、セントレア空港までの路線でございます。開通すると物流の道路として、港と空港をアクセスする非常に経済効果が期待されるものでございます。協議会といたしましては、東西の西三河地域、知多地域、9 市 3 町で組織しておりまして、活動は関連する市町の商工会、商工会議所とともに、名浜道路推進連合会というものをつくり、地域が一体でこの道路を整備していただくよう要望するものになっております。これにつきましては、工事という段階ではございませんで、道路をまずつくってくださいよというような働きかけの組織になり、こちらにつきましては、このまま継続ということを考えております。

次、衣浦大橋の期成同盟会でございますが、昨年度、この大橋の同盟会が立ち上がりました。衣浦大橋周辺の渋滞対策ということで、半田市、高浜市がまずは発起人という形で、知多地域全市町、この西三河地区につきましては、高浜、碧南、西尾、安城という 4 市が同盟会に参加いたしまして、衣浦大橋の古いほう、トラス橋の架け替えを早期にやっていただくというような同盟会でございます。御存じのとおり、衣浦大橋は夢の懸け橋ということで当時つくられました。ただ、つくられた道路の幅員は狭く、

利用者も非常に危険を感じる人が多いということで、渋滞の対策も含めて、早期の架け替えという同盟会でございます。

委員長 ほかに。

問（12） 名浜道路については、東三河から知多から空港までって言われるんですが、例えば災害、地震があったり、津波があったりすると、かなりこれ、無理な大型開発の事業ではないかとおもうんですね。そういうのはやっぱり、この大型開発っていう事業が財政的にも無理をさせているということもあるので、ぜひ、これは止めるべきだと思うんですが、そのことと。

それから 201 ページの公園整備管理事業で、工事請負費が 1,588 万 7,000 円出ていますが、これ今年、中部公園なんかについては、電球を取り替えていただいたり、いろいろしていただいているんですが、今後の計画についてはどういうふうになっているのかお示してください。

答（都市整備） 名浜道路につきましては、先ほどもお話したところですが、この地域が一体となって、この道路の必要性を訴えているということでございますので、この地域一帯がそのような考えであれば、当然ながら必要のないということになると思うんですが、地域の皆様、みんなが、先ほども言いました商工会、商工会議所等も必要ということを判断されておりますので、継続のほうはさせていただきます。

次の公園の工事請負費 1,588 万 7,000 円でございますが、こちら、今現在は中部公園の昨年の残しの部分。あと丸畑公園、竜田公園ということで、公園の長寿命化計画の点検の際にわかったところを中心に、まず対応が必要になったところについて着手しております。照明灯を LED 化するところの工事でございます、主なものは。それ以外には、フレンド公園の一部改良工事を考えております。

委員長 ほかに。

問（8） 2、3 教えてください。まず 1 点目が 197 ページの先ほど、準用河川のほうのお話、鮫川っていうことをおっしゃって見えましたがけれど

も、これっていうのは、最終的に、どういうふうにもっていく予定なんですか。

要は稗田川が、流量が上げられるようになって、それに入っていくところの川の同じように治水の関係でやるのか。そういうことを考えてみえるのかなと思うんですけれども、最終的にどういう形を目指してやってみえるのかというのを、ちょっと教えていただきたいんですけれども。

答（都市整備） 鮫川でございますが、主要・新規事業のほうで、ちょっと資料等のほうに書かせてもらっているんですが、右側のほうに小さく書かれているところでございます。二級河川稗田川のHWL、ハイウォーターレベルというんですけれども、これが今2.5メートルです。準用河川の鮫川が1.03から1.87メートルになっております。

これが実績値で、最終的にこの二級河川稗田川の2.5メートルの高さの水が、BHWLということで、鮫川のほうに戻ってくる高さが2.5メートルになりますので、この2.5メートルの水位が超えないような堤防を、鮫川につくっていくところが、最終点でございます。

問（8） それっていうのは、稗田川自身が、多分、時間50ミリの流量に耐えられるようにということで、ずっと工事されていると思うんですけれども、鮫川も同じ考えになるんですよね。

だから逆に言うと、稗田川がそういう形で水位がここまで上がって、それで、鮫川に逆流して氾濫しないようにっていうような、今、説明だったんで。こちらも同じように、そういう形の流量を確保するっていう理解でいいんですか。

答（都市整備） 委員がおっしゃられたとおり、この2.5メートルでの浸水を防ぐという形で考えております。

ただ、手法としては、別の手法も当時考えておりました。いわゆる水門で、稗田川の水が戻ってこないようにするというようなこともございましたが、水門は1回つくってしまえば、それでおしまいかもしれないんですが、ずっと維持管理がかかってしまうということもございました。プラス

この鮫川につきましては、地域の環境団体の方が、昔の鮫川を復活したいという長年の要望がずっとございましたので、水門ではなく、この築堤方式という形で河道を広め、堤防を高くするという事で考えております。

問（８） それでは、同じく 205 ページ、先ほど質問されていましたが、8 款 7 項 1 目の建築総務事業の空家対策。先ほど軒数を言われていましたが、最終的に、ひどいところは条例で定めて、取り壊しとかそういうことをやられているのですけれども、何かそこまで持っていくような計画って、持ってみえるんですか。

要は、個人の所有者がみえて、そことの兼ね合いがあって、なかなか各自治体、手こずっているという認識があるんですけれども、どういう形の姿に持っていかうという動きなのか。まず、軒数を調べているだけですよ。そこで、うちがどういう対応していくってところまでは、どういうことを考えてみえるのか、教えていただきたいんですけれども。

答（都市防災） 今、委員がおっしゃられたように、空き家への取り組みにおける優先課題の一つが、適正に管理されていない空き家への対策を推進して、空き家の管理の適正化を図ることが、まず第一であると考えております。

そこで、今回計上させていただいております委託料を活用いたしまして、まずは、空き家の所有者に対しまして、管理の状況等を把握するためのアンケートを実施し、それを踏まえて専門家を交えました協議会を立ち上げまして、空き家等の対策計画を策定していく予定でございます。

具体的な取り組みにつきましては、その中での議論になろうかと思いますが、特に、適正に管理されていない特定空家といわれる空き家への助言、指導、勧告といった行政指導を行う中での、空き家の適正管理の推進であったり、また、相談窓口の充実であったり、さらに必要に応じた、セーフティネットとしての空き家の利活用、こういったものを軸に、今後進めてまいりたいと考えております。

意（８） 地域地域の特性があつてね、例えば中山間地で空き家になった

って、これは別に放っておけばいいかなというふうに思うんで。だから、うちの地域に合った、高浜としての空き家対策をどういうふうにしていくんだっていうことをしっかり、やっぱり押さえていただきたいんで。ここがこうやっているから、うちもそうするんじゃないくて、高浜はこうするという考えをやっぱりまとめていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

委員長 ほかに。

問(14) 201ページの公園等遊具保守点検業務委託料、162万円となっておりますけれども、この保守点検というのは、年にどれくらい行われるのか。どの公園を対象にやられるのか。この内容をお聞かせください。

答(都市整備) 公園等遊具保守点検業務委託でございますが、こちらの都市公園法施行規則の定めがございます。その定めの中で、高浜市は年4回、公園の点検を行います。

対象となるのが19の都市公園と10の児童遊園でございます。

この委託で実施している点検の内容を簡単に補足させていただきますが、遊具や砂場、あずまや等の打音、目視による不具合の状況確認。その結果は、保守業務報告書として、写真や健全度をAからD。AがよくてDが悪いというような形で評価していただきまして、その結果を帳票として提出してもらうことになっております。ただ、点検の際に、安全上速やかな対応が必要と思われるところについては、直ちに一旦業者のほうで使用停止という形をとっていただきまして、その後職員が、安全上の使用停止の措置を正式にとることを考えております。

問(14) 年4回の点検をして、今、健全度A、B、C、D4つの段階で、A、Bは問題ないかと思えますけれども、D判定をされた場合、遊具の対応をどうされるのかお聞かせください。

答(都市整備) このD判定というのは、まず、全体的に顕著な劣化である、重大な事故につながるおそれがある、公園施設の利用禁止あるいは緊急な補修、もしくは更新が必要とされるものというのがD判定ということ

でございます。そのD判定のものについては、職員が施設の状況をもう一度確認し、遊具については安全性を考慮し、先ほど申しました使用停止の措置。その後は修理、撤去等を専門業者と話をしまして、意見交換を行い、どうするのかというのを、判断をしている状況でございます。

都市公園の遊具につきましては、設置後20年以上経過しているものが多く、今後は、公園長寿命化計画により予防保全措置に切りかえていくよう努めてまいります。

ただ、公園自体のあり方や地域特性も考慮して、既存の遊具の撤去、地域に合った施設の取り替え、ということも視野に入れて進めてまいりたいと考えております。

意(14) 私も、市内あるいは市外の公園に、失礼ですが孫を連れてよく遊びに行きますけれども、やっぱり、市外でもそういうD判定になって、立ち入り禁止、使用禁止という遊具がある。子供にとっては、せっかくそれを楽しみにその公園に行ったのに、それが使えないという非常に残念な思いをすることがありますので、安全が第一、これは当然だと思いますけれども、その安全を確保しながら途中の整備、公園整備というのは必要だと思います。

また、その時期はそこに子供がたくさんいた。あるいは、この時期になるともう時期的なもので、10年もたてば子供の利用度も減ってくると思いますので、そこら辺をしっかりと見定めて、公園整備のほうを進めていただければいいかなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。
委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、8款の質疑を打ち切ります。

9 款 消防費

委員長 質疑を行います。

問（12） 209 ページ、広域消防事業のところで、衣浦東部広域連合分担金が5億528万6,000円計上されています。これ、防火・耐震化率の向上っていうのをぜひやっていただきたいと思うんですが、5市平均では47.53%で、高浜は31.5%だと聞いています。南海トラフなんかも心配されている時期ですので、これ、ぜひお願いをしたいということと。

それから緊急通報装置、先ほども出ましたが、広域消防長も命を守る大切なものだということをおっしゃったのですが、こういう装置があるっていうことを一昨年でしたかね、一人暮らしの方がつけてなくて、たまたまそれがわかって、話をしてつけていただくようになったんですが、そういう装置があることも知らない方もみえますので、そういう面でも、きちっと周知をしていただきたいと思います。その点をお願いします。

答（都市防災） 最初の御質問の耐震化のところでございます。消防水利に関する耐震化の御質問というところで、お答えをさせていただきます。平成29年4月1日現在の衣浦東部広域連合消防局が発行しております消防年報というものがございまして、そこからの数値になりますが、高浜市で防火水槽が73基ございます。そのうちの耐震性がある貯水槽は28基となっております。一部、耐震化されていない貯水槽もございます。そういったものにつきましては、今後、計画的に整備をしていきたいという声を聞いております。

緊急通報の関係でございますが、例えば救急隊ですとか、そういった制度があることを連合に伝えてまいりたいというふうに考えております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、9款の質疑を打ち切ります。

10 款 教育費

委員長 質疑を行います。

問（9） 予算書の 213 ページ、5 の国際理解推進事業のところで、外国人英語指導助手派遣委託料が昨年度より大幅にふえていますけれども、その理由をお願いいたします。

答（学校経営 主幹） 5 番、国際理解推進事業につきまして、大幅に増額をさせていただく予定であります。それにつきましては、この平成 29 年 3 月に新学習指導要領が告示をされて、30 年度より移行期を迎えるに当たり、新たに加わった内容の一つとして、外国語活動というものがございます。先日の教育長の教育行政方針の中でも触れさせていただきました。

3、4 年生で新たに外国語活動が実施され、5、6 年生は外国語科として教科化をされていきます。その移行期間、2 年間あるわけですが、まず 15 時間ずつ時間数をふやして学習しなければなりません。全面実施となる 2020 年度、2020 年には、それぞれ授業時間数を年間 35 時間ふやして学習することになります。

そこで、外国人 A L T の活用によって子供たちが本物に触れて英語学習に対する意欲を高めることができるように、これまで小中 1 人ずつ配置をしていた A L T をもう 1 名増員いたします。これまで各小学校へ週に 1 回の派遣でしたけれども、もう 1 人ふやすことにより、週 2 回の派遣が可能となります。こういった形で、外国語への指導をより充実、発展させることが可能となり、さらなる子供の外国語の力の向上が期待できます。

問（9） 次に 215 ページの、6 の教育活動支援事業、外国人児童生徒等早期適応指導員賃金、これも倍増ということになっておりますけれども、その内容の説明をお願いいたします。

答（学校経営 主幹） 現在、高浜市においても人口増加がわずかあるんですけれども、その中でも増加の半数以上が外国人ということで、その結

果、学校においても外国人の転入が非常に多くあります。どんどんどんどん外国人の占める割合がふえてきておるわけでありましたが、それに伴って、海外から直接学校に転入してきた児童生徒などは、特に日本語や日本の文化の理解が十分になされておらず、通常の学級での学習や生活面で大きな支障をきたす現状が今、ございます。

そのため、有意義な学校生活を送るためには、学級からその児童生徒を取り出して、個々に応じた指導、日本語指導や生活習慣を身に付ける。そういった指導や支援が必要となってまいりますので、そのため、指導員の増員を計画をしております。

問（９） 念のため、外国人児童と生徒のある程度人数、ちょっとわかれば、お願いします。

答（学校経営 主幹） 小学校で外国人児童数、２月現在ですが 183 名。中学校が 71 名。合計 254 名です。

このうち、学校が児童の様子を見ていて、日本語の理解が不十分であるというように感じて、学校の中にも日本語指導教室がありますので、そちらのほうの取り出しをしている、取り出しが必要だということで数字を上げているのが、小学校が 116 名おります。中学校では 29 名おります。合計 145 名が、通常学級だけでは、指導が困難であるというふうにいわれております。

ただ、学校で指導する分には、日本語はしゃべれるんだけど、読むほうが十分できないとか、難しい漢字が理解できないとか、そういうレベルであります。先ほどの早期適応指導教室については、完全に日本語が話せなかったり、文字が書けなかったりという児童生徒を対象とするものであります。

問（９） 今、人数はある程度あれなんですけれども、それで外国のほう、国というものの内訳がわかれば教えていただけますか。

答（学校経営 主幹） 今ちょっと、国別の内訳の表を持参しておりませんが、そのほとんどが、ブラジルが今占めております。それ以外に最近ふ

えてきているのが中国系であります。ベトナムも増加しております。ちょっと手元に、国別の人数の合計の資料がございません。申しわけありません。

問（９） 同じく、この増員した外国人の児童生徒等の早期適応指導員をどのように活用していくか、具体的にお願いいたします。

答（学校経営 主幹） 現在、外国人児童生徒等適用指導教室「くすのき」と通称呼んでおりますが、現在、翼小学校において開設をしております。そこに１人の指導員を配置して、子供たちの指導を今、行っております。

内容といたしましては、日本語や生活習慣について、朝から給食の前、１２時まで学習をし、そのあとは各学校へ戻って、給食を食べて、午後の活動については各学校で仲間とともに過ごしているのが現状です。おおむね３カ月という一つの区切りをつけて、指導支援を行っております。

個人差がありますけれども、その３カ月のうちに、ある程度の生活習慣の定着と基本的な日本語表現、文字の習得が大体達成をできておるところであります。おおよそ、ひらがな、カタカナの読み書きレベルですが、習得をして、学校へ戻すことができているという状況です。

各学校の日本語指導教室だけでは、先ほど申し上げたとおり、適応、対応が困難な児童生徒が増加しているため、「くすのき」をさらに拡充するという計画で、先ほども予算を倍増したというのは、もう１人指導員をふやまして、来年度につきましては、高浜小学校において、「くすのき教室」をもう１教室、新たに開設をいたします。

なぜ高浜小学校かと申し上げますと、今現在、翼小学校のみの開設となっており、地区が高浜市内の北寄りに位置しております。やはり、学校の就学時間中に移動を伴うので、学区の子供以外は、保護者の送迎が原則となっています。つきましては、南の港学区ですとか、南中学校学区、高小でも南のほうの子たちは、保護者が必ずしも車を持っていたり、時間にゆとりのある方ばかりではないので、本当は「くすのき」に通いたいんだけど、通えないという現状がございます。つきましては北の翼、南の高

浜小学校という形で、より多くのそういった支援を必要とする児童生徒が、高浜市内でしっかり勉強ができるように支援をしていきたいという計画でおります。

委員長 ほかに。

問（6） それでは、まず予算書の217ページ、そこに長寿命化計画策定基礎調査業務委託料1,524万7,000円というのが載っておりますけれども、ここでは事業内容に耐力度調査と委託内容に記載がありますけれども、橋りょうでも、水道ポンプ場でも耐震補強をするときは、耐力度調査を行っておりますけれども、全ての小学校は耐震補強済みだと思っておりますけれども、なんで再度この耐力度調査をする必要があるのか、教えてください。

答（学校経営） 今、委員がおっしゃられましたように、耐力度調査につきましては、耐震診断の際に全ての学校で行わせていただいておりますが、その当時、15年、16年度に行われております。年数でいいますと、15年近くがたつ計算になりますが、今回、長寿命化計画の策定に合わせて、耐力度調査を再度やらせていただくという内容なんです。これから先、小中学校の大規模改修等の計画が今、公共施設推進プランに位置づけられております。その推進プランを今一度、しっかりと基礎から見直すということで、この長寿命化計画の目的であります長寿命化計画を進めるのか、あるいは長寿命化計画にそぐわないので、改築を選択するのかといったところの分も明らかにしてまいりたいということで、再度、耐力度調査も行いたいと考えております。

問（6） 続きましてそのすぐ下に、高浜小学校東側法面改修工事設計業務委託料が617万1,000円載っておりますけれども、これは以前、私が質問させていただいたときに、いわゆる名鉄と協議をしておみえなると、そういうことで、これが今回、載ってきておると思うんですけれども、その名鉄との協議の内容というのはどういうものだったのか、ちょっと教えてください。

答（学校経営） 名鉄との協議なんです。この高浜小学校等整備事業の

基本計画を議会にお示しした平成 28 年 2 月に、初めて名鉄のほうに話をしてきました。その際は、名鉄のほうからは、設計内容や施工方法が全く定まっていない中ではちょっとお話ができませんということで、またその辺が決まってからお話しましょうということになりました。それで、今年の 7 月 28 日になりますが、再度、事業者の提案をもとに、名鉄のほうと話をさせていただきました。

名鉄のほうからもいろいろと御指摘をいただく中で、1 点、石垣につきまして、高浜小学校と名鉄の境界にあります石垣につきましても、少し補修をしてもらいたいという要望を受けました。我々も正直、草に覆われているし、名鉄の軌道内に入ることはできませんので、その辺の状況は把握していなかったんですが、高浜小学校等整備事業を行うに当たって、この時期と一緒に市の責任で、石垣の補修のほうも進めていきたいという考えで、来年度、設計の業務委託のほうをさせていただきたいと考えております。

問（6） ちょっと細かいことを聞いて申しわけないんですけども、名鉄とそれから市、あそこは測量やなんかしていると思いますけれども、その名鉄との境のところの杭は、その法面の、法下にあるのか、どこら辺にあるわけでしょうか。

答（学校経営） 高浜小学校と名鉄の軌道の境なんですけど、南のほうでは、ちょうど踏切のあるあたりでは、法面と線路の本当にちょうど一番低いところで赤杭が立っているんですけども、北にいくにしたがって、徐々に法面の上のほうに上がっていくような状況で今、測量の杭が打たれております。ですから、先ほど申し上げましたが、石垣につきましては全て高浜小学校の敷地内にある構造物となっております。

問（6） わかりました。名鉄も非常に厳しいことを言いますもんで。ただ、今の話ではないですけども、石垣が、例えば、市の敷地の中にあるからといって、その下のところも、いわゆる法尻よりも上のところは、結果、名鉄の敷地になるわけですね。そうしたところやなんかを踏まえて、

名鉄もなかなかうんとは言いませんけれども、できるだけ費用やなんかを減らすためにも、少しでも頑張っていていただいて、少しでも工事費を安くあげよう、そういった対策をしていただきたいと思います。

それから、続きまして今度は 231 ページ、そのところに図書館管理運営事業 6,333 万 6,000 円というのが載っていますけれども、指定管理期間は平成 30 年度に満了することになっていると思いますが、本来であれば、図書館のあり方は決まっている段階ですけれども、まだ、いまだに図書館がどこに移転するか、今の段階では、いきいき広場のところに図書館が移転するという、そういう予定になっておりますけれども、平成 30 年度で満了になって、平成 31 年度からあり方が変わるとすれば、実際に、今の図書館をどうするかと、その辺のところの進捗状況はどうなっているのか、お聞かせいただきたいと思います。

答（文化スポーツ） 図書館のあり方検討ということでございますけれども、今、検討に時間を要しているというような状況でございます。

それで、先日パブリックコメントが行われました公共施設推進プラン案の中では、機能移転の時期を平成 31 年度から 32 年度へ変更するという案を載せていただいております。図書館のほうは、施設の老朽化等も今、ひどくなってきているというような課題もございますので、市民の方を交えながら、早期に検討が進むように取り組んでまいりたいというふうに考えております。

問（6） 今、答弁いただきましたけれども、市民の方やなんかいろいろな意見を聞くというのは結構な話なんですけれども、実際に、今の図書館のあるところというのは、GLが 3.1 ぐらいあるはずですね。それで、うちのほうの防災マップやなんかで見ていきますと、あそこは津波の浸水区域にはなってないですね。

そういったことやなんかを考えていくということ、いわゆる今のところで、例えば図書館を維持管理していくのか、そこで改修費用をかけてやるのか。それとも別のところに移転させて、そこへ金をかけるのか。当然、今のと

ころの図書館やなんかでいっていきますと、書架やなんかのところでも立派な書庫がありますので、別のところへもっていくというと、その書架をまた入れなければいけないとかいうことで、移転費のほうにもかなりの費用がかかってきますので、そういったことも踏まえて、しっかりと検討していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 移転するにしても、確かにおっしゃるとおり、いろいろな経費のほうがかかってまいりますけれども、先ほども申し上げましたけれども、今の図書館は昭和 54 年、1979 年に建てられた建物ですので、築 40 年近くが経過しているという中で、特に大きな改修も行ってこなかったという状況がございます。

ですので、かなり老朽化がひどいというような状況もございますので、そういった経費の部分を踏まえて、今の案としてはいきいき広場へ機能移転ということで、複合化、集約化していく中でさまざまな効果を狙っていくというふうに考えておりますけれども、そういった経費の面も含めて考えてまいりたいと思っております。

問（6） 今、答弁がありましたように、しっかり、その辺のところの費用対効果を考えていただいて、どちらが経済的にいいのかということをしつかりしていただきたいと思っております。

それからもう 1 点、美術館の関係ですけれども、235 ページのところにかわら美術館指定管理料、1 億 300 万円載っておりますけれども、これは、かわら美術館のほうは、前のときにかなり指定管理料を削ったということで、休みのほうも週に 2 日になっておりますし、それから、陶芸教室の開館も金、土、日の 3 日ですか、そういうことで、かなり利用者にとっては前よりも利用が不便になっておりますので、その辺のところも考えていきますと実際に、今の 1 億 300 万円という、その数字というのは、どういうふうに検証されてみえるのかお答えください。

答（文化スポーツ） 指定管理料をどのように検証しているかということでございますけれども、28 年度から 29 年度に移行する段階で 300 万円の

減額ということをさせていただいております。これは、1年運営をしていく中で、光熱水費等の節減のほうが見込まれたというところで300万円の減をさせていただきました。

30年度の予算を検討するに当たりまして、運営の内容、あるいは維持管理の内容、そういったところを精査させていただく中で、特別展の観覧料収入ですとかグッズの売上収入。そういったところが、28年度は非常に大きかったわけなんですけれども、29年度はその部分が非常に落ち込んでいる。来年度以降もその部分はなかなか見込みにくいといったことがございます。その分、施設利用ですとか、陶芸利用のところで、稼働率を伸ばしていくということはもちろん取り組んでいるわけなんですけど、その落ち込みを埋めることには至らないというような状況でございますので、指定管理料については、30年度は同額ということで、据え置きをさせていただいております。

ただ、引き続きあり方を検討する中で、収入増につながるような取り組みがあるのかどうか、あるいは節減できるようなところはあるのかどうか、そういったことは引き続き模索をしてまいりたいというように考えております。

問（6） 私も美術館のところは、ときどきお邪魔して、陶芸教室やなんかを見させていただくんですけども、いわゆる利用者からは、いわゆる陶芸教室が、前からいわゆる金、土、日の3日になったということで、非常に使い勝手がよくないということで、利用者の方は、非常に残念がっておみえになるわけですね。

それで陶芸教室というのは、土やなんかも売っていますし、いわゆる利用者がふえればふえただけ、料金収入もふえるわけですので、一度その辺のところもしっかり検証させていただいて、再度、開館日数をふやすだとか、そういったことは一度検討していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 開設日数が減ったというところで、利用者の方に御

不便をおかけしているんじゃないかという部分がございますが、当然、開設日数をふやせば、指導者の人件費等がふえていく。それを回収するのであれば、相当稼働率を高めるか、あるいは利用料を値上げするとか、そういった何かでカバーしなければいけないということもございます。

ですので、開設日数のところをふやすというよりも、逆にそのあいている曜日のところで、一般の方に貸切で使っていただける、そういうような仕組みのほうもございますので、例えば陶芸のお好きな方が何人かお集まりになれば御自分たちの好きな先生を呼んでいただいて、そこで活用していただくということで、焼き物づくりを楽しんでいただく、そういうことは可能かと思っておりますので、指導者をつけてメニューを用意するという形ばかりではなく、さまざまな使い方ができると思っておりますので、そういった形を模索していきたいと思っております。

問（6） 私は、開館日数をふやすということをおっしゃるのじゃなくて、いわゆる休館日は今、週2日でやっていますので、それはもう、5日間は必ず館はあいているわけじゃないですか。ですから、その間のことを考えていけば、余分な経費がかかるだとか、そういったことは、僕はあまり関係ないと思っておりますので、その辺のところを一度、しっかり検証していただいて、利用者の方に便利なように考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

答（文化スポーツ） 少し、ちょっと説明が足らなかったかもしれませんが、休館日の月、火というのは、そのままということなんです。今、陶芸のほうで金、土、日のみということですので、具体的に申し上げますと水曜日、木曜日というのは、あいているという状態です。また、冬の時期は完全にお休みという状況になりますので、そういった、あいている曜日のところで皆さんに自由に使っていただく、そういうことはできると思っておりますので、そういった利用のほうの拡大ができるようにしてまいりたいと思っております。

委員長 10款の質疑の途中ですけれども、暫時休憩します。

休憩 午後 3 時 05 分

再開 午後 3 時 13 分

10 款 教育費

委員長 初めに、当局より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

説（地域産業） 先ほど、6 款 1 項 3 目、183 ページの明治用水中井筋改修工事事業の負担金につきまして、1 点説明の漏れがありましたので、補足をさせていただきます。

先ほど、明治用水の工事自体、高浜地域地内では完了と御説明しましたが、農業用水の再編対策としての工事は終了してございますが、いわゆる親水施設などを整備して、地域の自然や住環境に調和をした施設の整備事業としまして、名鉄の線路より西側から春日神社までの間の暗渠の部分につきましては、地域用水環境整備事業としまして、工事のほうを行っておりますので、事業費のほうの負担金にその工事費のほうも含まれておりますので、補足をさせていただきます。

委員長 10 款の質疑を続けます。

問（6） これで最後の質問にさせていただきます。

主要・新規事業の 35 ページ、そのところに青少年ホームの管理事業の解体工事のあれが載っておりますけれども、「勤労青少年ホームの解体工事（平成 29 年度中に着手済）及び南テニスコートの撤去工事を行う」と書いていますけれども、今現在の工事の進捗状況を教えていただきたいということと、それから小学校やなんかはモニタリングの予算が計上してありますけれども、青少年ホームの跡地活用にはモニタリングの予算計上があり

ませんけれども、なぜ計上していないのか、その2点お答えください。

答（文化スポーツ） まず、勤労青少年ホームの解体工事の進捗状況ということでございますけれども、2月26日からアスベストの除去作業のほうが始まっております。その後進みますと、ホームの解体工事、それからテニスコートの廃止のほうが3月末ということになりますので、4月以降にテニスコートの撤去工事が入っていき、現状では工期5月31日に向けて予定どおり進んでいるという状況でございます。

それから、モニタリングについてということでございますけれども、まだ事業契約締結前ということでございますけれども、施設の供用開始が31年4月1日からということになりますので、供用開始以後、モニタリングの実施ということは今、想定はしております。

委員長 ほかに。

問（1） 221ページ、教育費の高浜小学校等整備事業で19億9,143万4,000円ですか、その中で公有財産購入費としまして19億円の予算が上がっておりますが、こちら高浜小学校のSPCへの一時金の支払いだと思いますけれども、何分多額です。当然ながら国からの補助金等も入っていると思いますが、その辺も含めて財政支出の平準化のもとに行われていると思いますが、確認のためにもう一度御説明のほうよろしく願いいたします。

答（総務部） 委員もよく御存じのとおり、財政支出の平準化と申しますのは、国・県支出金や市債を除いた一般財源ベースでの平準化をいうものでございます。一時支払金が19億4,686万1,000円でございますが、その内訳といたしましては、主要・新規の27ページにございますとおり、国の支出金が5億737万3,000円。同じく主要・新規の27ページのとおり、市債が12億9,500万円でございます。

従いまして、一般財源ベースでの支出を申し上げますと、一時支払金の額からただいま申し上げました国庫支出金と市債を控除いたしますと、1億4,448万8,000円となります。国庫支出金と市債を合わせますと、18億237万3,000円になりますけれども、これは市の歳入に入ってきたものを

そのままSPCに支払うものですので、後年度の市債の償還金を別にすれば、平成30年度の一般財源の支出に影響を与えるものではございません。一時支払金に比べまして、先ほど申し上げました、一般財源が1億4,448万8,000円であるということと比較していただきますと、今回、国庫支出金、市債、また民間資金を活用いたしまして、一般財源の支出を極力抑えて財政支出の平準化を図ったものでございます。

問（1） 計画どおりというか、平準化のほう進めていただきたいと思えます。続きまして、231ページ、同じく高浜小学校の中に地域交流施設というものが、高浜小学校のほうに含まれていると思えます。こちらのほうは31年4月から供用が開始されると思うんですけども、そうすると30年度から運営等の準備が始まっていくと思えますが、そちらのほうの予算等の準備も含めまして、どのようになっているのか、わかっていれば教えていただければと思えます。

答（文化スポーツ） 高小の地域交流施設の供用開始に向けての準備ということでございますけれども、現在、関係部署が協議しまして、開館日ですとか開館時間といった施設利用にあたっての基本事項ですとか運営形態について検討を進めているところでございます。

今後、例えば公民館長さんですとか、まちづくり協議会、PTA、文化協会、体育協会、いきいきクラブ、くりっく、あかおにどんなど、地域交流施設の運営に関係の深い団体の方にお集まりいただきまして、例えばいつから利用受付をするのかといったことも含めた運営のルール、あるいは運営主体はどうあるべきかなどについて、御意見をいただく場を設けてまいりたいと考えております。

そうした利用者目線の御意見も踏まえて、詳細を詰めてまいりたいと考えておりますので、利用受付事務などの運営準備委託料ということが30年度中には発生する予定ではあるんですが、補正予算での計上で現在は考えております。

問（1） だいたいどれぐらいの予定で、議会のほうに提出されるのか、

予定されていれば教えてください。

答（文化スポーツ） 現段階としましては、施設の設管条例案のほうも含めて、9月議会での上程ということで考えております。

問（1） 続きますして、主要・新規の29ページ、中学校維持管理事業ということで、教室が足りないということで音楽室を増設されるということなんですが、ここ数年、吉浜小学校や高中というのが毎年のように予算が上がり、教室が足りないということで、どんどんふやされていると思いますが、今回のこの中学校もですが、ここで足りないから教室をふやすというのはいいんですが、もう少し中期的に見て、中学校だと建てかえが平成53年・54年ぐらいですか、予定が。まだまだかなりあると思うんですが、今回のこの音楽室の増設で当分間に合うんでしょうか。その辺のめどがあれば教えていただければと思います。

答（学校経営） 高浜中学校につきましては、今年の9月補正でもお願いをして、現在2教室の改修工事をさせていただいておるところです。今年の9月時点で、30年度に向けて2クラス足りなくなるということで、今年度2クラスの改修工事をさせていただきました。また、32年度に向けまして、もう2クラス足りなくなるという数値を持っております。高浜中学校全体で特別支援を含めてですけど、30クラスになって、生徒数も1,000人に達する予定であります。

それ以降につきましては、平成35年度までの現在、数値を持っておりますが、最大で30クラスであるという数字をつかんでおりますので、現在のところではこれ以上教室が足りなくなるということは想定しておりませんが、ただ、特別支援の生徒さんも年々ふえている状況でございます。場合によっては、特別支援の教室をどうするかということは、そのときまた考えていかなければならないとは思っております。

来年度、32年度に向けて2クラス足りなくなることから、現在、校舎内にあき教室が全くない状況でございます。そういったことを加味しまして、音楽室を校舎外に建てさせていただきながら、その音楽室を活用して普通

教室としていきたいという考えになっているものでございます。

意（１） 平成 35 年ぐらいまでは、よほど大丈夫ということなんでいいですが、今回の長寿命化のほうも出ていると思いますが、そちらも含めて、子供たちの教室が足りなくならないように、あと財政面も含めて、今後とも考えていただければと思います。

委員長 ほかに。

問（８） ４点ほど教えていただきたいんですけども、まず 215 ページ、10 款 1 項 3 目、奨学金支給事業、96 万から 144 万にふえているんですけども、どういう方たちの奨学金になるのかというのと、あとふえた理由を知りたいんですけども。

答（学校経営） まず、奨学金をお支払いする対象なんですけど、こちらにつきましても、直近まで生活保護を受けた方が、生活保護の停止又は廃止の措置がとられた世帯、あるいは市民税の減免措置を受けられている世帯というのが中心となっています。

いわゆる経済状況が厳しくて、義務教育の円滑な実施に支障がある世帯を対象に就学援助を行っております。それから就学援助額が増加した理由でございます。就学援助費につきましても、昨年 9 月補正で 362 万円の増額補正をさせていただいております。現在の平成 29 年度の予算現額は 1,866 万 2,000 円となっております。補正の要因といたしましては……。

失礼いたしました。奨学金の対象ということで、こちらの奨学金につきましても、全日制・定時制または通信制の高等学校に在学している方で、経済的理由により、就学が困難な方ということで、行っておりますが、教育委員会のほうで資格収入基準などをもとに、判定をさせていただいております。こちらにつきましても、奨学金、1 人月額 8,000 円という額を支給させていただいております。

奨学金がふえた理由でございますが、奨学金につきましても、今年度予算なんですけど、当初見込んでいたよりも 3 名多い 13 名の方が、今年度現在認定されております。昨年 9 月補正で 3 名分の 28 万 8,000 円を増額補正さ

せていただいております。30年度予算につきましても、今年は13名の認定があったんですが、少しずつふえている傾向もありますので、30年度予算につきましても、15名の認定を見込みまして、当初予算のほうに計上させていただきました。よってトータルで今年度当初の予算よりも、5名分多く見込んだ予算計上をさせていただきます。

問（8） これってというのは、高校までっていう理解でいいんですか。その奨学金を受けるのは。

答（学校経営） 奨学金につきましては、いろいろな奨学金の制度があります。どの奨学金の制度にも引っかけられない方で、一定の経済的な資格収入基準にある方につきましては、市のほうが独自に奨学金を支援するというもので、全日制・定時制・通信制の高校に在学している間、支給をするというものでございます。

問（8） 先ほど生活保護の方もふえているということで、そういう方だとかいろいろ母子家庭の方とか、先に答えられましたけれども、就学援助金の話も、多分そういう状況かなと思います。1点、先ほど1番委員のときに答えていただいていたけれども、来年、平成31年4月に各小学校・中学校、新入学する予定の児童数というのは押さえてみえるんですよ。ちょっとそこを教えてくださいなんですけれども。

答（学校経営） 小・中学校全体のデータが今は持ち合わせておりませんが、先ほど1番委員さんの際にお答えしたんですが、平成35年度までの予測数値は持っております。あくまで住民基本台帳をもとに算出している数字ではございますが、持っております。

問（8） 予測ですよ。そうじゃなくて、今、高浜市内に住んでいて、学区が決まっていて、対象の年齢の子は必ず義務教育で小学校に行く。小学校に行く子は必ず高浜中学校に行く。具体的な数がわかるはずですよ。推測はいいですよ。だから、去年の9月の補正のときに言ったのに、このタイミングで押さえてくれないと、教室の数なんてわかんないじゃないですか。推測もいいんですけども、実数も押さえていただかないと。

実態を見てからバタバタバタバタされても、こちらも9月補正でまたバタッと出てくると、見ていると本当にちゃんと押さえていただけているのかなど。推測でじゃなくて住民票のデータがあって、そこで調べればわかるはずですよ。そこまで落としていただかないと、全然意味がないんですけれども。

答（学校経営） 誤解を生じてしまって申し訳ありませんが、住民基本台帳の数字をもとに平成35年までの数値を出しておりますので、過去もそのように数字を出しながらやってきてはいるんですが、1名・2名の増減でクラスが1個ふえたり、1個減ったりというような事態も毎年のように起こっておりまして、そういった場合、議会のほうに補正で上げさせていただき、説明をさせていただきながら、教室改修などを行わせていただいている実状でございます。

問（8） もしそういうふうに行われているのであれば、このときにこうで、こういう状況になったから補正させてくださいという説明いただかないと、単にふやしてくださいじゃわからないんで。仕事のやり方、どうやってやっているのかというのをこちらも見ているんで、そういう答弁をいただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

もう1点、233ページ、10款5項3目、タカハマ！まるごと宝箱事業やられていますけれども、これって数年前から始めたんですけれども、いつまでやるものなんですか。よくわかんないけど、なんかどんどん新しく出てきて、いつ終わるかわかんないし、達成したのかどういう状況なのか、達成したら終わるのか。なんかそういう事業をボンボンボン起こすのはいいんですけれども、なんか使命が終わってもどンドンどンドン継続して、よくわからないっていうか、目的がはっきりしないんで、こういうふうになっているんじゃないかなと思って、ここだけじゃないんですけれどもね。そういうふうに見えるんで、これいつまでやるか、まず教えていただきたいんですけれども。

答（文化スポーツ） タカハマ！まるごと宝箱事業でございますけれども、

平成 26 年度から取り組んでおります。その狙いでございますけれども、本市の生涯学習が目指す、学んだ成果を自分の中にとどめるのではなくて、人づくり・まちづくりに生かしていく、そこを目指して、高浜の魅力、自慢というのを切り口にしながら、そこに集った人たちが語り合う中から、そのテーマについて好奇心を持ったり、そこからまたいろいろ自分で調べてみる、調べたことを発表して、誰かに伝える、そういったことを循環しながらさらに新たな興味が湧き、まちへの想い、愛着、誇りが高まっていく、そういった生涯学習のエッセンスを詰めた事業として取り組んでおります。

いつまで取り組んでいくのかということですが、この取り組みにつきましては、総合計画の後期基本計画、あるいは生涯学習基本計画の後期の中にも位置づけている事業でございますので、まずはその計画期間中については、やり方はいろいろ見直していくという部分はあるのかもしれませんが、後期の期間中、継続して取り組んでまいりたいと考えております。

問（８） どこまで行けば、聞いているのは、総合計画出ているどうのこのじゃない。事業として、達成というのはいつやるんですか。要はこれはずっと継続するという意味。その辺がよくわからないというか、先ほどの事業なんかでもなんかやるのはいいんだけど、目的っていうか、どこで切ったら終わりなのかさっぱりわからない。どんどんふえるばかりになっちゃうんで。

コストがかからないならいいですよ。人もかかるし、そこを見てる人間もかかるし、どっかに委託すればそこに費用がかかるわけですよ。そういう面でいうと、事業の中で重点志向。これはずしちやいかんというものと、そうじゃなくてランクってやっぱりあるでしょ。そういうことやっていかないと、事業の見直しなんて全然できないし、もっと言うと、事業仕分けみたいなこと始めましたよね。あんなふうになっちゃうと、入口のところでどうするかっていうのをはっきりしていただかないと、賛成しちゃ

うとそのままズルズルっというふうに見えてしょうがないんですけども、その辺の考えはどうなんですか。

答（文化スポーツ） 先ほどの説明の中でも申し上げたように、この事業は生涯学習のいろんな要素が詰まっているというふうに私どもは考えておりますので、重要な事業と考えております。ただ、ここの狙いというのは、やはり人づくりに関わる部分ですので、すぐに効果が出るということではないんですが、今はこの方法が私どもとしてはよい方法であると考えておりますので、ほかに違う手法のほうがふさわしいということが出てくれば、見直しということもあるかと思えますけれども、後期の4年間については、この取り組みを進めてまいりたいと考えております。

問（8） 予算の審議でね、僕、これ承認するわけですよ。認めたら、OK出したの一緒なんですよ。だから、こういう目線で見ているんだっていうことに的確に答えていただかないと、賛成しろと言われたとき困るんですよ。要は気持ちよく、こちらが理解して賛成できるようにしていただかないと、なんでもいいから、押し込めば賛成してもらえるなんていう料簡でやられたら、こっちも困っちゃうんで。コストがあり余っているならいいですよ。公共施設を圧縮しましょうだとかそういう話だとか、扶助費も今度上がってくる中で、どういう目線で予算組んでみえるのか、ちょっとお伺いしたいんですけども。

答（市長） 生涯学習の基本構想をお読みになっていただけるとわかると思うんですが、生涯学習の最終的な目標というのは、地域づくりというか地域の中で活躍していただける人たちをつくる場所なんですよ。それぞれいろんな町でも、文化講座とか生涯学習に資するような事業をやってみえます。我々の町としては、今は、もう少し泥臭いけど、地域の人たちがそれぞれ主役になって、地域のことを考えていただく事業の手法としてやっているものですから、今、担当のリーダーが言ったように、当面4年間はこの手法で、地域づくりを担っていただけるような人を育てていく事業として、これをやっていきたい。

もし、これを変えるのであれば、例えば、全く違う方法で何とか文化講座をやるという従前の手法でいくばくかのお金は、生涯学習には使っていく必要があるというふうに思っておりますので、この事業の到達点は、今申し上げたようなところなんです。だから手法としてこれを使っておるということです。それがたまたま今回は、市誌の編さん等でもそこで活躍していただけるような人の発掘にもつながってきておるということなものですから、到達点がどこかという、まさに生涯学習の基本的な考え方のところでは。

それぞれ、その時期やその時々に合わせて、手法は変えていく必要があるだろうと、我々も思っていますし、例えば新たなことを、これを変えていく場合には、この事業をどうしていくのか、廃止になるのかもしれないし、いくばくかの費用をかけて、ほかの住民の方に担っていただいて、例えば人件費のことおっしゃいましたけれども、職員はもういいだろうと、こういう人が育ってきてくれたら、その人たちに市民の方の事業としてつないでいくってということも考えられるかなと思います。生涯学習の一つの手法として考えておるということなものですから、生涯学習に関する事業というのは、これは果てしなく続くもんだというふうにお考えいただきたいと思います。

問（８） 市長に御答弁いただきましたけれども、公的機関として、行政としてやらんといかんものと、そうじゃなくて、これプラスアルファのサービスだと、こういう部分とやっぱり違うと思うんですよね。

冒頭で、会議のペーパーレスとかああいうことを言いましたけれども、別になくたって市民は何も困らないんですよ。何も困らない。そういうものと、ちゃんときちっとね、これは行政として守るべきもんだと。そうじゃなくて、プラスアルファでやったほうがみんなのためになるからやるんだっていうところは、きっちり効果がわかるようにして出さないと、みそもくそも同じレベルで出てくるんで、見ていてわからないんですよ。言っている意味わかります。

答（市長）　そういう意味で申し上げれば、生涯学習に関する事業はまさにまちの行う事業の根幹だと私は思っています。担当がそういうふうにはちゃんとと言えないと私はいかんとおもいます。

委員長　ほかに。

問（12）　215 ページ、負担金のところで刈谷特別支援学校運営費負担金が 859 万 6,000 円計上されていますが、高浜から通う子供たちはどれぐらいいるのか、お示してください。

答（学校経営）　平成 30 年 4 月の見込み数でございますが、高浜市からは 7 名の児童・生徒が通う予定となっております。

問（12）　7 名というのは何年生が何人というのか、それはわかりますか。

答（学校経営）　詳細な現在、学年までは、データは持っておりませんが、平成 30 年 4 月時点で、小学部に通う児童さんが 3 名、中学部に通う生徒さんが 3 名、高等部に通う生徒さんが 1 名という内訳になっております。

問（12）　223 ページの工事請負費の中で、高浜中学校北門設置工事費が 797 万 1,000 円計上されていますが、これはどのあたりにつくるのか。今まで北門には全然そういうことはされてなくって、なぜこれを設置するのか、ちょっと詳しくお示してください。

答（学校経営）　北門を設置する予定の位置でございますが、高浜中学校のグラウンドの北側に金網のフェンスがずっと仕切られておりますが、西側の体育館寄りのほうに設置をしたいと考えております。この北門を設置する理由なんです、以前から実は学校の先生からは要望が出ておりました。といいますのは、現在、保護者の車を駐車する際、どうしても正門を通過して入ってこなければいけないということで、保護者の車両と生徒の動線が交錯するという事態が起こっておりました。

また、新たな要因といたしまして、1 年生、2 年生、3 年生、バスを使った学校行事があるわけでございますが、例えば 1 年生ですとオリエンテーション合宿、2 年生ですとスキー合宿、3 年生ですと修学旅行、それぞれクラスごとにバスが来ますので、毎回 10 台ほどバスが待機する形となり

ます。そういった際に、やはりグラウンドでそういったバスの乗り降りができる状態というのが、生徒にとって一番安心ではないかという御意見をいただいております。そういったことを勘案いたしまして、来年度北門のほうを設置させていただきたいと考えて、予算のほうを計上させていただいております。

委員長 ほかに。

問（14） 教育指導事業の中の部活動指導謝礼、60万円ですか。211ページです。これは、誰にどういう形で謝礼を払われるのか、お聞かせ願いたいと思います。

答（学校経営 主幹） 教育指導事業の部活動指導謝礼については、部活動外部指導員派遣事業というものがございまして、高浜中学校・南中学校でそれぞれ運動部を中心として、外部の指導員の方をお願いをしております。高浜中学校でいいますと、卓球、ソフトボール、陸上、剣道、野球、バスケットボールでお世話になっており、南中学校は野球、卓球、剣道、陸上で指導員の方にお世話になっているわけですが、2中学校合計、約600時間の時間数を指導いただくための謝礼でございます。

問（14） 今、非常に新聞にも話題になっております、教師の働き方改革ということで、これからの高浜市の教育委員会としての外部指導員の導入にあたっての考え方が話し合われているなら、その内容をお聞かせ願いたいと思います。

答（学校経営 主幹） 今話題になっております、そういった指導員につきましては、いろんな部活の指導とともに、大会への引率等もできるような、そういった指導員の配置も今、進められております。

高浜市といたしましては、そういった指導員の方のお力添えをいただくことは大変心強いわけですけれども、何分やはり大会への引率ということになりますと、交通安全面ですとか、そういったものの責任の所在がどうなるのかとか、あるいは保護者の理解を十分それが得られるのか、いろんな問題がまだ山積をしております、今、国が進めておる、いわゆる指導

員の方のお願いというのを積極的に進めているわけではございません。

今現在、先ほど申し上げました外部指導員の方につきましては、顧問が付いて、それを補助する形での指導員という形で、これにつきましては市費をもって、お願いをしておる形でありますので、今後しかし国が掲げておるそういった新たな指導員の制度につきましては、今後検討してまいりたいと思っております。部活動のガイドラインにつきましても、これで国の指針が示され、県も示されてくる段階に入っておりますので、それを受けて、また次年度再度検討してまいりたいと思っております。

問（14） 来年度から中学校も朝練習をやめる、これは小学校も対象だったですかね。ちょっと定かではないですけれども、それにおける保護者の反応といたしますか、何か御意見があったのか、お聞かせ願いたいと思えます。

答（学校経営 主幹） 部活動の朝練の対応につきましては、現在は中学校の朝部活ということで、中学校に限定をしたことで行っていきたいと考えております。と申しますのは、小学校の金管バンドや吹奏楽の練習、朝もやるわけですけれども、基本的に開始時刻が午前7時40分ぐらいから始めておる状況で、実際早い子は、学校によっても違うんですけれども、開錠、要するに学校、校舎内に入れるように扉を開く時間というのは、大体子供に7時20分から30分ぐらいの指定で保護者に案内をしておると思えます。

従いまして、一般に早めに学校に登校して、運動場で遊んでいる子の生活リズムと、中で楽器の演奏をしたり、歌ったりして練習したりしている子供たちのリズムというのは、大きくは変わりませんので、いわゆる子供の生活のリズムや教員の仕事という面では、小学校においては朝の練習は大きな負担にはなっていないのが、そういった現状でございます。中学校とちょっと質が異なるので、今現在は中学校のみに限定した措置ということで考えてございます。

もう1点、保護者の反応、中学校のほうにおいては、文書で1年生・2

年生に対して、すでに発出をし、新たにこの春入学をする小学校6年生につきましては、入学説明会の折に保護者に対して御説明を申し上げております。それ以後、特に学校へも教育委員会へも保護者からの御意見、御要望等は入っておるということは聞いておりません。

問（14） 先生の働き方改革ということで、全国的な動きで、これからどういう方向に変わっていくのかというのは、まだ指針が出ていないので、部活動においてですね、なかなか難しいところがあるかなと思います。

私の経験からいきますと、中学生は、顧問の先生がいないと部活動ができない。せっかく子供たちは午後からの部活動がやりたいのに、部活動ができない。そういったところに外部指導員が充てられて、午後6時まで部活動が実施できると。私の経験からそういうこともありましたので、うまく外部指導員と先生の顧問との話し合いによって、子供たちはその部活動を極めたい、もっとうまくなりたい、もっとやりたいという気持ちがあるもんですから、そこをうまくできればそういう先生と外部指導員との連携がうまくいけば、子供に対して一番教育にふさわしいかなと思いますので、これからもそういう指針に沿いながら、また子供を中心に、ぜひその指導のあり方について、御検討をいただきたいと、こんなことをお願いをしておきます。

次に、南中学校テニスコート整備工事費が盛り込まれておりますが、なぜ整備が必要なのか。この時期になぜ実施するのか。この2点をまずお聞きしたいと思います。

答（学校経営） 南中学校のテニスコート整備につきましては、3つの課題を抱えていると考え、3つの理由から行いたいと考えております。

1つ目なんです、計画的な練習の確保という点でございます。現在、平日は南テニスコートを借りて、部活動のほうさせていただいているんですが、土・日・祝日は、一般市民の方との競合で南テニスコートを借りることができない状況にあります。よって、碧海テニスコートを借りているんですが、碧海テニスコートにつきましても、場合によっては一般市民の

方と競合して、使えないということも起こっております。いかに計画的な練習を確保するかということが、大きな課題となっております。

2つ目は、先ほど部活動の話で出たんですが、日々の練習時間の確保という点があります。来年度から部活動の朝練習を廃止する予定となっております。帰りの練習に限られた時間であるということから、いかに速やかに練習を開始できるかということが課題となっております。

それから、3つ目の要因といたしまして、体育の授業を挙げさせていただきます。体育の授業のカリキュラムの中で、ソフトテニスというカリキュラムがありますが、現在、グラウンドに長いロープを張って、凹凸のあるグラウンドをテニスコートとして、授業を行っているという実態があるんですが、やはりグラウンドであるために満足な指導ができないという状況があります。

以上のような理由をもとに整備を進めさせていただきたいと考えております。それからもう1点、なぜこの時期に整備をする必要があるのかということでございます。こちらにつきましては、平成28年1月に公共施設あり方検討特別委員会の際に、勤労青少年ホーム等の跡地活用の方向性が示されております。その際、先ほど申し上げた慢性的な課題を抱えているということから、学校側からも要望がありました。

平成29年度、今年度ですが、予算を計上しまして、整備を実施することも考えておりましたが、しかしながら、今年度は屋内運動場の防災機能強化の工事もありまして、そちらのほうを優先させる必要がありました。一定期間とは言えども、屋外運動場も屋内運動場も使えなくなるということは、学校運営上支障が出ると考えまして、テニスコートの整備は翌年度以降に送りたいという考えに達しております。

そういったことから、平成30年度当初予算に南中学校テニスコート整備費を計上させていただいた経緯となっております。

問(14) 学校のテニスコートが完成した場合、南テニスコートも改修し、同じように使えたときに、両方使えるのか、あるいは中学校のコートしか

だめなのか。この予定は、どういう計画をしてみえるのか、教えていただきたいと思います。

答（学校経営） 南中学校のソフトテニス部でございますが、ここ5年、5年しか調べられていないんですが、部員数が100人を常時上回っております。南中学校の生徒数が600人弱でございますので、約6分の1の生徒がソフトテニス部に在籍しているという状況になります。当然、南中学校内に2コートを整備させていただいたとしても、全ての生徒が満足に練習できる環境が整うというわけではないと考えております。

よって、コートの使用につきましては、学校に運営を任せるんですけれども、やはり南テニスコートも引き続き利用させていただきながら、例えば試合が近くなったら、上級生は自校内のテニスコートでやるとか、男女分かれてやるとか、そういった今まで満足に練習できなかった分を、半分に分けて行うことでより効率的、効果的な練習が可能になってくるのではないかと考えております。

問（14） わかりました。239 ページに、碧海テニスコートの整備事業も入っていますし、テニスコートの撤去工事費が入っています。南テニスコートも撤去ということで、いっぺんにこれは使えなくなるという現状は避けてあるということによろしいでしょうか。

答（文化スポーツ） 南テニスコートにつきましては、今年度いっぱいをもって閉場となりますので、新しい跡地活用事業のほうで整備されるまでの間は、市内での公共のテニスコートは碧海テニスコートのみという形になります。

碧海テニスコートの工事費を今回計上させていただいているわけなんですけれども、かなりコート面が荒れてきており、ラインも剥がれているという中で、南テニスコートの定期利用者説明会をやらせていただいたときに、かなりつまずきやすい、怪我をしやすいというような声もありましたので、工事費として計上させていただいております。工事の時期としましては、今、南中学校のテニスコートの整備のほうもございまして、南中

の部活動に支障がないような時期に調整しながら、工事時期は考えてまいりたいと思っております。

意（14） テニスコートが少ないということですので、また特に南中学校の生徒さんが100名ですか、たくさんみえるということで、なるべく練習確保というのは重要な問題かなと思います。

また、ちょっと伺ったんですが、工事期間が夏休みを挟むというようなことを聞いていましたので、1日でも2日でもいいから早く工事を終了していただいて、中体連のテニス大会に全力をもって練習をできるような環境を整備してやってほしいなと思いますので、期間の前倒しができれば、ひとつよろしくお願ひしたいなと思っております。

委員長 ほかに。

問（12） 221 ページ、学校建設費の高浜小学校等整備事業。このところに公有財産購入費で高浜小学校の整備費、19億4,686万1,000円、出ているんですが、財産購入ということなんですが、先日、一般質問のときに、一期工事が17億4,900万円だという話もお聞きしましたが、これとの関係はどういうふうになっているのか、お示してください。

答（学校経営） 事業者への一時支払金につきましては、契約書のほうですでに何年度にいくら支払うという契約をさせていただいておるところでございます。先ほど内藤委員がおっしゃられた17億円という数字なんですが、私が申し上げたのは消費税抜きの額でございますので、消費税を含むと19億円に達する額となっております。

意（12） そのことはわかりましたが、PFIでやらなければもっと低廉な価格で建てられたんではないかと思いますが、これは消費税が入っているということはわかりましたので、いいです。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、10 款の質疑を打ち切ります。

11 款 災害復旧費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、11 款の質疑を打ち切ります。

12 款 公債費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、12 款の質疑を打ち切ります。

13 款 諸支出金

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、13 款の質疑を打ち切ります。

14 款 予備費

委員長 質疑を行います。

質 疑 な し

委員長 質疑もないようですので、14 款の質疑を打ち切ります。

質疑漏れの確認をさせていただきます。議案第 30 号 平成 30 年度高浜市一般会計予算の歳入歳出全体につきまして、質疑漏れはありませんか。

問（12） 教育費は県も小学校が 36 番で、中学校が 34 番でしたか、かなり低いんですが、高浜の、今、知立なんかもふやしていますが、少人数学級の拡大について、方向をお示してください。

答（学校経営 主幹） 少人数学級の進捗状況、現在、小学校 1 年生で 35 人学級が実施をされておりました、愛知県のほうで県の独自措置として小学校 2 年生と中学校 1 年生においても 35 人学級が実施をされております。

市の独自措置として少人数学級を他学年に拡大することはできますが、新たにそうしますと担任も必要となります。そうしますと市費で独自に高浜市が常勤講師として配置する必要があるため、まず財政的な措置がなされることが必要な上に、予算確保がたとえできたとしても必ずしも講師の質を担保して、いい先生方を確保することができるかどうかという、今現在問題があります。あと先ほども答弁の中にありましたけれども、教室の確保ということを考えていきますと、非常に今厳しい状況であることは否めません。引き続き、そういった少人数学級の拡充については慎重な対応をしていくように、こちらも考えてはまいります。ただ、愛知県がもし独自にまた拡充をしていくということがありましたら、また各学校においては教室の不足という問題も踏まえて建築計画も今後検討していかなくてはならないところだと考えております。つきまして、市としては、特に今現在拡大配置することは検討しておりません。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、以上で議案第 30 号の質疑を終結いたします。

本日の日程は、これをもって終了し、明日は午前 10 時より再開し、議案第 31 号に対する質疑からお願いをいたします。

本日は、これにて散会いたします。

委員長挨拶

散会 午後 4 時 08 分